

# 介護保険料を 下げるための 地域運動構築を 目指して

～大阪からの発信

大阪社保協介護保険対策委員会

日下部 雅喜

# ○自己紹介 日下部 雅喜

大阪社保協介護保険対策委員長

介護保険料に怒る一揆の会事務局長

元 地方公務員（大阪府堺市職員）

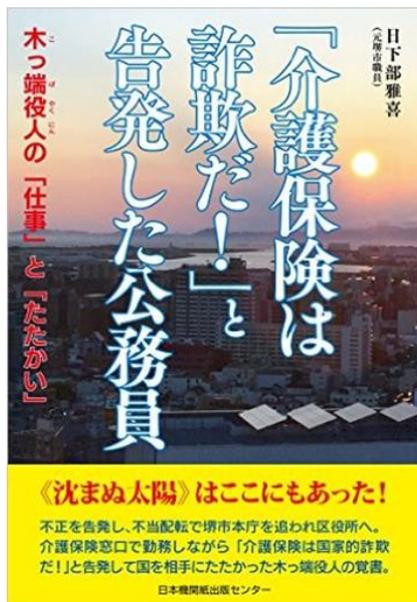
現 ケアマネジャー

（西成民主診療所ケアプランセンターさくら）

現 大学非常勤講師

（佛教大学社会福祉学部

福祉行財政論・福祉計画論）



「介護保険は詐欺だ!」と告発した公務員一木っ端役人の「仕事」と「たたかい」

日下部雅喜（著）1620円（税込み）

日本機関紙出版センター 2016

# 本日お話しすること

- ①なぜ介護保険料を問題にするか
- ②全国の第8期介護保険料の状況
- ③介護保険財政と介護給付費準備基金、一般財源繰入について
- ④地域運動を進めるにあたって

①

なぜ

介護保険料を  
問題にするか

# 全世代型社会保障改革

全世代型社会保障改革の当面のターゲットは高齢者

○「生涯現役社会」＝「死ぬまで働く」

・健康寿命延伸・介護予防の強制

70歳までの就労機会の確保、予防に重点を  
置いた医療・介護の改革・・・

・働き続けることを前提とした年金の見直し

受給開始年齢の選択肢の拡大 70歳⇒75歳

○負担増、給付削減

**後期高齢者医療患者負担 2割化**

# 新型コロナ危機と保健・医療・介護

感染しても医療が受けられない＝「医療崩壊」

米3300万人、仏588万人、英445万人、独361万人

日本 67万人 ⇒ なぜ「医療崩壊」が起きるのか？

①医療提供体制(社会保障改革で削減続行中)

2014年地域医療構想

2009年

2018年

病院数 8739施設 ⇒ 8372施設(▲367)

病床数 159.5万床 ⇒ 154万床(▲5.5万床)

②保健・公衆衛生体制

1994年地域保健法 保健所数 852⇒472

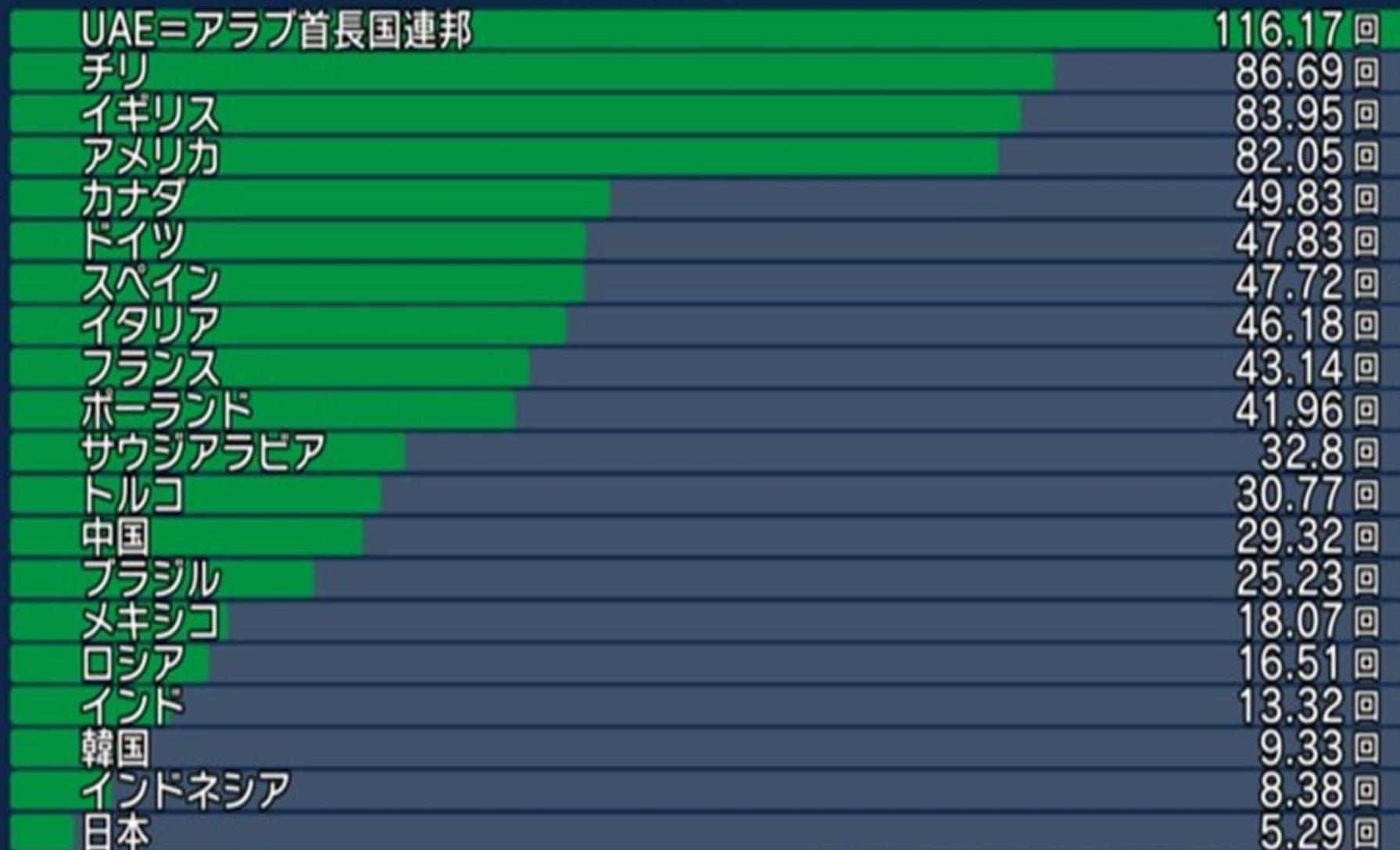
1998年旧「伝染病」指定病床 9060床

1999年「伝染予防法」⇒「感染症法」

2020年 感染症指定病床 1859床 (▲7210床)

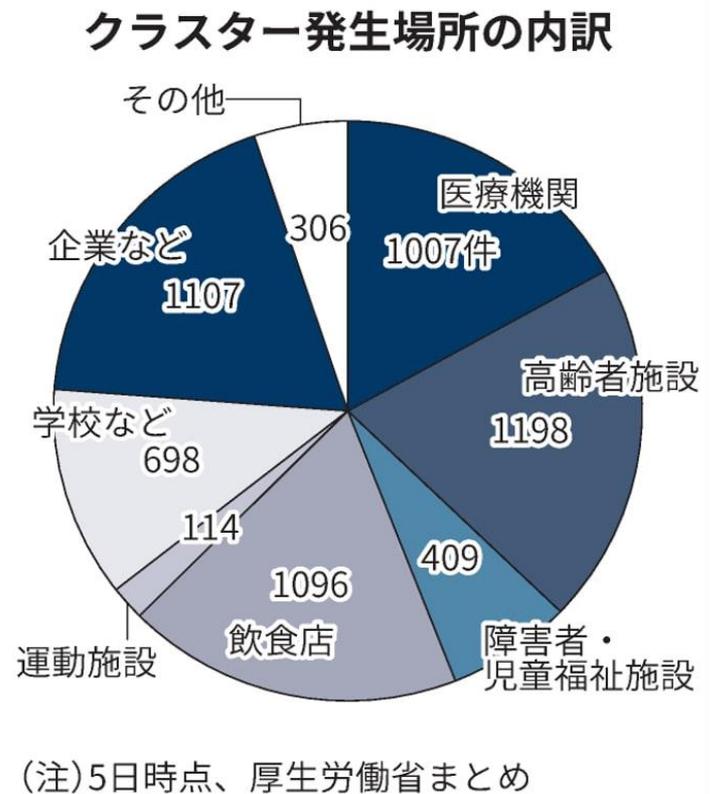
# 世界のワクチン接種回数（100人あたり）

NHK



# コロナ危機で顕在化した 介護保険の問題点

- ① 感染リスクと隣り合わせ  
不安と緊張の介護現場  
介護施設でのクラスター発生
- ② 加速する事業所の経営難
- ③ 深刻化する人手不足
- ④ 介護予防「つどいの場」の閉鎖・休止



# 2021年、介護保険の現実

## 「介護」の4文字熟語

介護心中・介護殺人⇒年間50～70件

介護退職⇒年間9万～14万人

介護難民⇒特養ホーム待機者29万人

介護崩壊⇒介護職員有効求人倍率4.31  
倍、ヘルパー15倍

介護保険料は年金暮らし高齢者の負担  
の限界へ

介護保険制度は「危機的」状態

# 今後10年人材不足で 介護保険 「維持困難」9割

読売新聞2020年3月23日

主要自治体の首長の約9割が、今後10年、現行のまま制度を維持するのが難しいと認識していることが、読売新聞のアンケート調査でわかった。6割超は、高齢者人口がほぼピークとなる2040年に、必要なサービスを受けられない介護難民が出るとの懸念を持っていた。

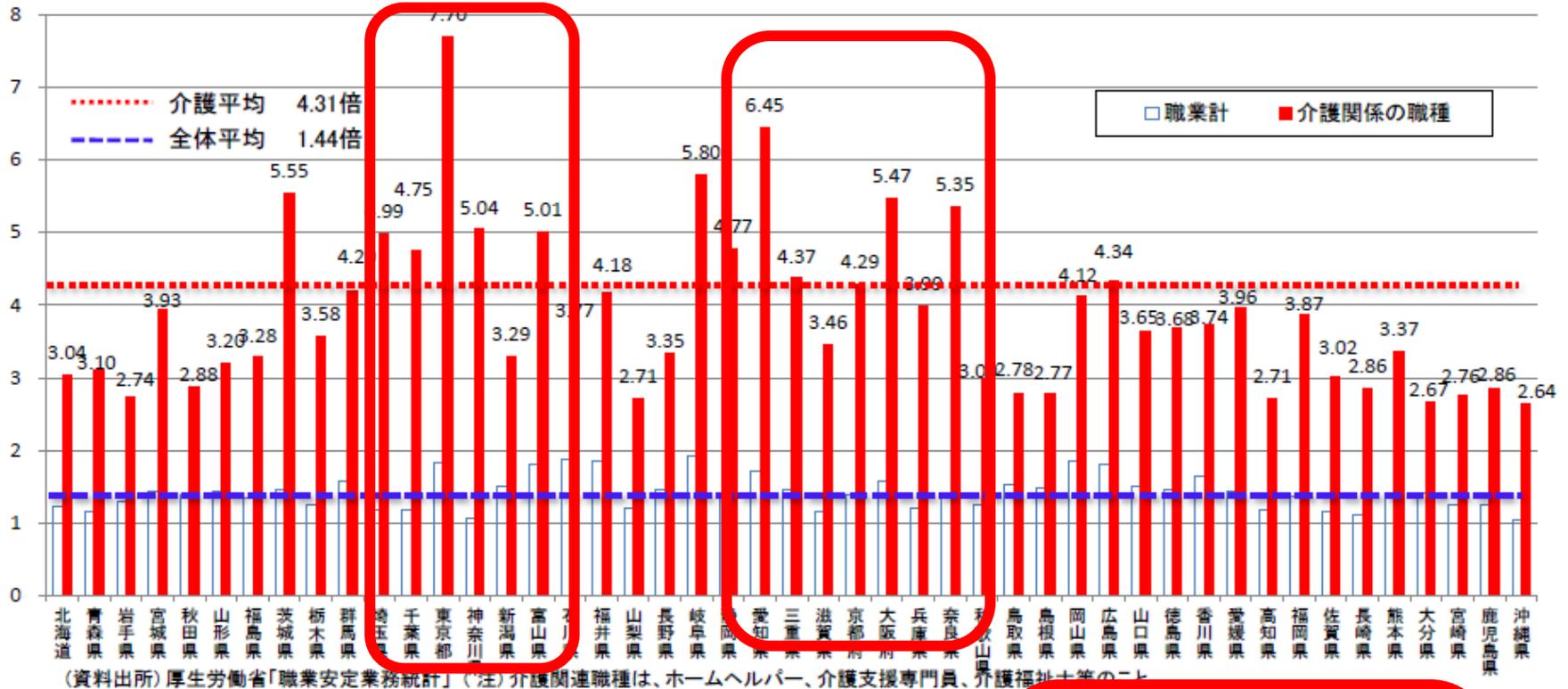
調査は1～2月、都道府県庁所在地、政令市、中核市、東京特別区の106自治体を対象に実施。102自治体から回答を得た。今後10年で制度維持が困難になるとした自治体にその理由(複数回答)を訪ねたところ、「人材や事業者の不足」(74%)が最多で、「保険料の負担に住民が耐えられない」(64%)が続いた。

6割超の自治体は、40年に介護難民が出る可能性があると答え、「人材不足でサービス量が確保できない」(57%)、「高齢者の増加に、サービスの供給が追いつかない」(52%)などだった。

# 超人手不足の介護人材 有効求人倍率 4.31倍

## 都道府県別有効求人倍率(令和元年8月)と地域別の高齢化の状況

○ 介護分野の有効求人倍率は、地域ごとに大きな差異があり、地域によって高齢化の状況等も異なる。



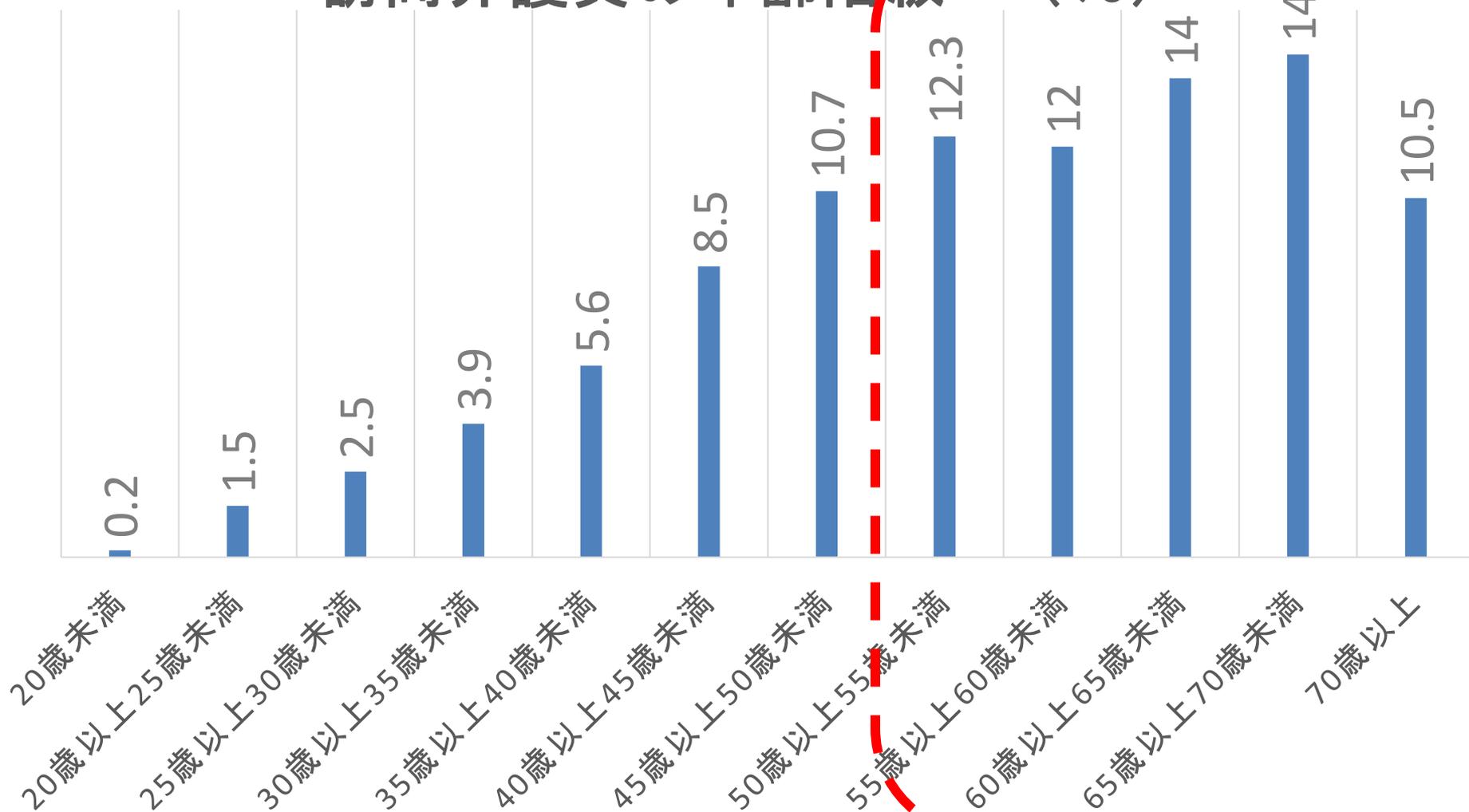
75歳以上人口は、都市部では急速に増加し、もともと高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加する。各地域の高齢化の状況は異なるため、各地域の特性に応じた対応が必要。

	埼玉県(1)	千葉県(2)	神奈川県(3)	愛知県(4)	大阪府(5)	～	東京都(11)	鹿児島県(45)	秋田県(46)	山形県(47)	全国
2015年 <>は割合	77.3万人 <10.6%>	70.7万人 <11.4%>	99.3万人 <10.9%>	80.8万人 <10.8%>	105.0万人 <11.9%>		146.9万人 <10.9%>	26.5万人 <16.1%>	18.9万人 <18.4%>	19.0万人 <16.9%>	132.2万人 <12.8%>
2025年 <>は割合 ( )は倍率	120.9万人 <16.8%> (1.56倍)	107.2万人 <17.5%> (1.52倍)	146.7万人 <16.2%> (1.48倍)	116.9万人 <15.7%> (1.45倍)	150.7万人 <17.7%> (1.44倍)		194.6万人 <14.1%> (1.33倍)	29.5万人 <19.5%> (1.11倍)	20.9万人 <23.6%> (1.11倍)	21.0万人 <20.6%> (1.10倍)	280.0万人 <17.8%> (1.34倍)

※都道府県名欄の( )内の数字は倍率の順位

# 高齢化し、次世代がいなくなるヘルパー

## 訪問介護員の年齢階級 (%)



# 深刻な介護人材不足 — 低報酬による低賃金構造

		平均年齢 (歳)	勤続年数 (年)	賞与込み給与 (万円)	
産業別	産業計	41.8	10.7	36.6	<u>× 12月 = 440万円</u>
	医師	42.1	5.3	102.7	
職種別	看護師	39.3	7.9	39.9	
	准看護師	49.0	11.6	33.8	
	理学療法士、作業療法士	32.7	5.7	33.7	
	介護支援専門員 (ケアマネジャー)	48.0	8.7	31.5	
	介護職員 【(C)と(D)の加重平均】	41.3	6.4	27.4	<u>× 12月 = 329万円</u>
	ホームヘルパー (C)	40.9	6.0	20.1	
	福祉施設介護員 (D)	40.8	6.4	27.5	

平成29年度賃金構造基本統計調査 対象は一般労働者（短時間労働者は含まない）

**全産業平均36.6万円－介護職員27.4万円  
＝9.2万円（年110万円）も低い！**

# 介護保険 2014年改定～現在

## 2014年まで

## 2015年～現在

要支援  
1、2 在宅サービスは保険給付で利用できる

ヘルパー・デイサービスが市町村事業に

要介護  
1、2 特養ホーム入所対象

特養ホーム原則入所対象外

利用者負担  
所得に関係なく 1割負担

一定以上の所得者は2割、現役並みは所得者 3割負担

施設の  
部代・食  
事代  
非課税世帯であれば補助（補足給付）あり

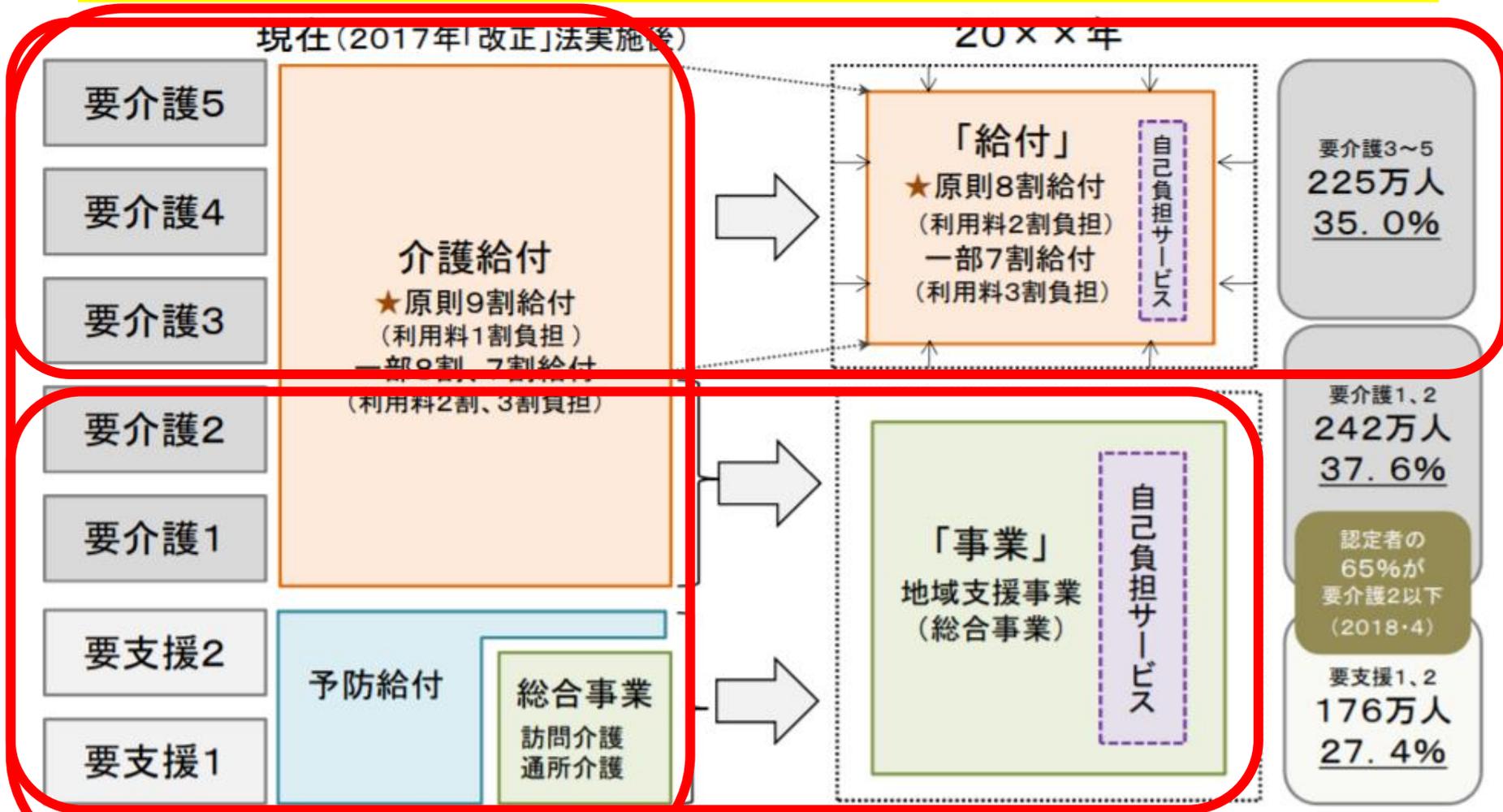
配偶者非課税預貯金（単身1000万円）

# 狙われた介護保険「4つの改悪」

- ① ケアプラン有料化
- ② 2割・3割負担の対象拡大
- ③ 要介護1. 2の総合事業移行
- ④ 財政インセンティブ強化で「自立支援」競争

⇒現時点でどうなったか？

# 2025年、2040年めざした介護保険の縮小・再編



- 要介護3以上＝「給付」～全国一律の基準、ただし原則8割給付＝利用料は原則2割に
- 要介護2以下＝「事業」～市町村の実情に応じて実施、「予算」がなくなれば打ち切り！
- 生活援助・福祉用具・住宅改修～「全額自己負担化」＝介護保険そのものから除外

小さなリスクは「自助」で

# 社会保障税一体改革から 「全世代型社会保障改革」へ

医療から介護へ、施設から地域へ、川上から川下へ

○病床再編・縮小

○介護の重点化(中重度者へのシフト)

○軽度者(要支援者から要介護1. 2)の保険給付外し、市町村事業化による自助・互助への置き換え

○利用者負担増 定率負担1割→2割化、施設等の部屋代・食事代補助縮小、ケアプラン有料化等

## 新型コロナ危機があぶりだした介護現場の脆弱性

20年間に及ぶ低報酬政策 人材危機、現場の疲弊、コロナ危機による現場崩壊、撤退・閉鎖

→包括支援金・「慰労金」(職員5万円、感染対応職員20万円)

“自助、共助、公助”、そして “絆”

自助・互助・共助・公助

共助 制度化された互助

介護保険は？ 共助

介護保険2000年～ 21年目

- ①負担増、給付抑制で利用できない
- ②2025年 全国33万人の介護職員不足
- ③高齢者の負担の限界を超えた保険料

# 介護保険料の特徴

- ①65歳以上の「全員」から徴収（年金天引き）
- ②市町村ごとに介護サービス量・高齢者数で決まる
- ③3年に1回改定される（介護保険事業計画、介護保険条例改正）

地方分権の  
試金石

（厚生白書 平成12年版）

住民運動  
の試金石

# 介護保険事業計画で決めること

老人福祉計画と介護保険事業計画と一体で作成、3年を一期とする計画

- 区域（日常生活圏域）の設定
- 各年度における種類ごとの介護サービス量の見込み（区域毎）、各年度における必要定員総数（区域毎）、各年度における地域支援事業の量の見込み
- 介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標
- その他の事項

→保険料の設定（介護保険条例の改正）  
介護保険特別会計予算

# 介護保険制度と市町村 「地方分権の試金石」

「住民のニーズに応え、地域の間で切磋琢磨することで、**介護サービスの基盤が充実**していくことが期待される。**制度をどのように運営し、また魅力あるもの**にしていくか、市町村の取り組みが注目されるところであり、まさに**地方分権の試金石**と言えよう」

（「厚生白書」平成12年版）

②

全国の

第8期介護保険料  
の状況

# 介護保険料、初の月6千円超

全国平均の上昇続く

2021/05/15

朝日新聞

65歳以上が支払う介護保険料の基準額（2021～23年度）は、全国平均が月額6014円と初めて6千円を超えた。4月に3年ぶりに見直され、前回見直しから145円（2.5%）上昇した。厚生労働省が14日発表した。少子高齢化が進み、保険料の上昇による負担増は今後も続く見通しだ。

## 第7期

(2018～20年度)

5,869円



## 第8期

(2021～23年度)

6,014円

(+2.5%)

	全国合計	
	保険者数	割合
第7期から保険料基準額を引き上げた保険者	763	48.6%
第7期から保険料基準額を据え置いた保険者	569	36.2%
第7期から保険料基準額を引き下げた保険者	239	15.2%
合計	1,571	100.0%

# 介護保険料当初の2.1倍！

全国平均基準額

第1期(2000~02年) 2,911円

第2期(2003~05年) 3,293円

第3期(2006~08年) 4,090円

第4期(2009~11年) 4,160円

第5期(2012~14年) 4,972円

第6期(2015~17年) 5,514円

第7期(2018~20年) 5,869円

**第8期(2021~23年) 6,014円**

## これまでの20年間の対象者、利用者の増加

○介護保険制度は、制度創設以来20年を経過し、65歳以上被保険者数が約1.6倍に増加するなかで、サービス利用者数は約3.3倍に増加。高齢者の介護に無くてはならないものとして定着・発展している。

### ①65歳以上被保険者の増加

	2000年4月末		2019年4月末	
第1号被保険者数	2,165万人	⇒	3,528万人	1.6倍

### ②要介護（要支援）認定者の増加

	2000年4月末		2019年4月末	
認定者数	218万人	⇒	659万人	3.0倍

### ③サービス利用者の増加

	2000年4月		2019年4月	
在宅サービス利用者数	97万人	⇒	378万人	3.9倍
施設サービス利用者数	52万人	⇒	95万人	1.8倍
地域密着型サービス利用者数	—		87万人	
（居宅系）	—		61万人	
（居住系）	—		21万人	
（施設系）	—		6万人	
計	149万人	⇒	487万人※	3.3倍

※ 居宅介護支援、介護予防支援、小規模多機能型サービス、複合型サービスを足し合わせたもの。並びに、介護保険施設、地域密着型介護老人福祉施設、特定入所者生活介護（地域密着型含む）、及び認知症対応型共同生活介護の合計。（出典：介護保険事業状況報告）

## 介護給付と保険料の推移

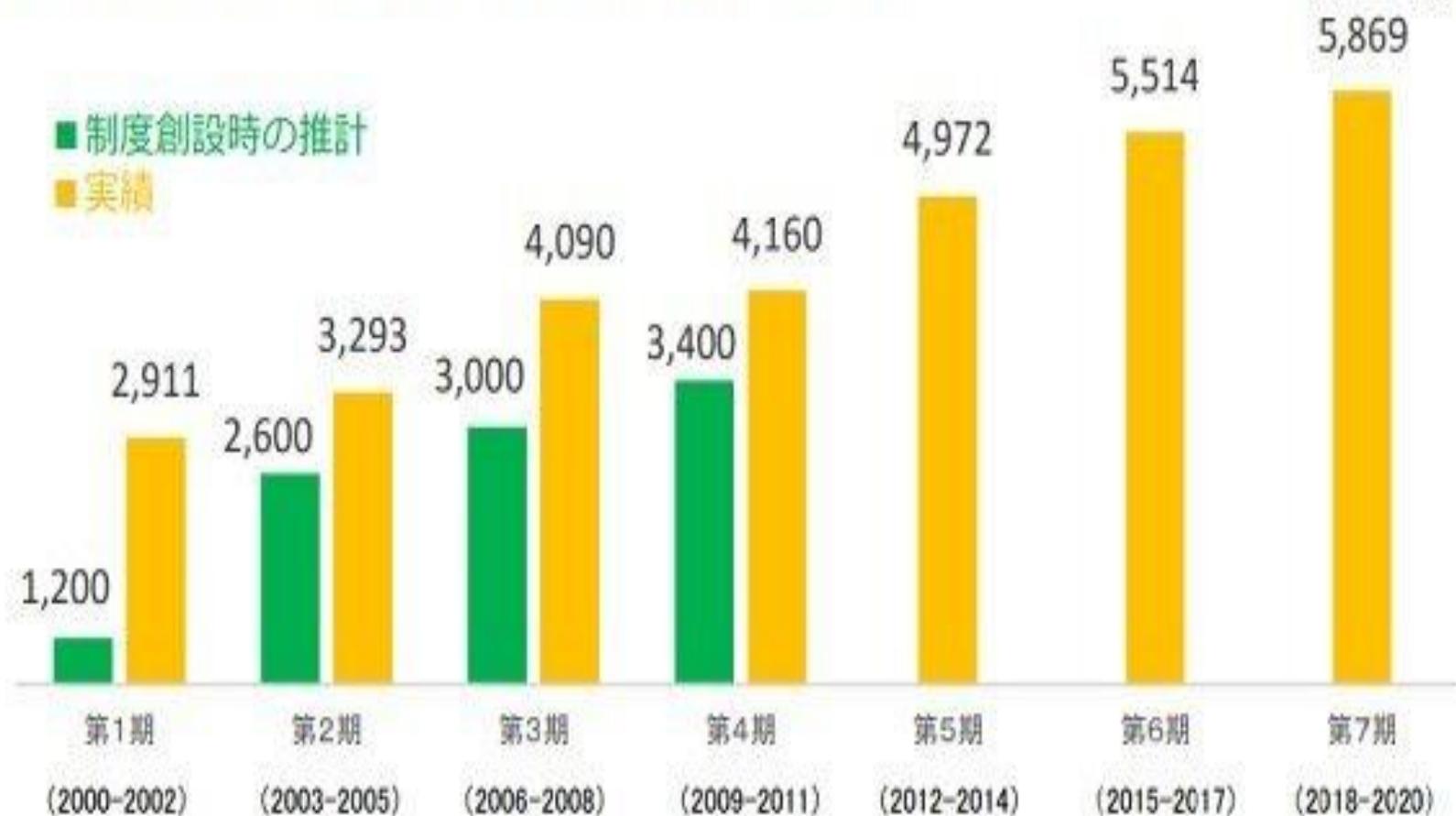
- 市町村は3年を1期（2005年度までは5年を1期）とする介護保険事業計画を策定し、3年ごとに見直しを行う。保険料は、3年ごとに、事業計画に定めるサービス費用見込額等に基づき、3年間を通じて財政の均衡を保つよう設定。
- 高齢化の進展により、介護保険料は上昇することが見込まれており、地域包括ケアシステムの構築を図る一方、介護保険制度の持続可能性の確保のための重点化・効率化も必要となっている。

事業運営期間		事業計画	給付（総費用額）	保険料	介護報酬の改定率
2000年度	第一期	第一期	3.6兆円	2,911円 (全国平均)	H15年度改定 ▲2.3%
2001年度			4.6兆円		
2002年度			5.2兆円		
2003年度	第二期	第二期	5.7兆円	3,293円 (全国平均)	H17年度改定 ▲1.9%
2004年度			6.2兆円		
2005年度			6.4兆円		
2006年度	第三期	第三期	6.4兆円	4,090円 (全国平均)	H18年度改定 ▲0.5%
2007年度			6.7兆円		
2008年度			6.9兆円		
2009年度	第四期	第四期	7.4兆円	4,160円 (全国平均)	H21年度改定 +3.0%
2010年度			7.8兆円		
2011年度			8.2兆円		
2012年度	第五期	第五期	8.8兆円	4,972円 (全国平均)	消費税率引上げに伴う H26年度改定 +0.63%
2013年度			9.2兆円		
2014年度			9.6兆円		
2015年度	第六期	第六期	9.8兆円	5,514円 (全国平均)	H27年度改定 ▲2.27%
2016年度			10.0兆円		
2017年度			10.8兆円		
2018年度	第七期	第七期	11.1兆円	5,869円 (全国平均)	H29年度改定 +1.14%
2019年度					
2020年度					

※2016年度までは実績であり、2017～2018年度は当初予算である。

## ◆第1号保険料（全国平均、月額）の推移

（単位：円）



# 高額保険料市町村

- 1位 東京都 青ヶ島村 9,800円
- 2位 秋田県 五城目町 8,300円
- 3位 福島県 葛尾村 8,200円
- 4位 岩手県 西和賀町 8,100円
- 5位 大阪府 大阪市 8,094円

○ 保険料基準額の高額保険者

(単位:円)

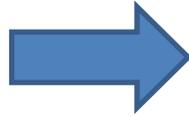
保険者名		第8期基準額(月額)
東京都	青ヶ島村	9,800
秋田県	五城目町	8,300
福島県	葛尾村	8,200
岩手県	西和賀町	8,100
大阪府	大阪市	8,094
福島県	三島町	8,000
青森県	東北町	7,950
秋田県	井川町	7,900
山形県	金山町	
東京都	檜原村	
東京都	利島村	
北海道	夕張市	7,875
秋田県	藤里町	7,800
青森県	六戸町	7,760
福島県	双葉町	7,750
青森県	三戸町	7,720
青森県	六ヶ所村	7,700
青森県	七戸町	7,600
福島県	大熊町	
群馬県	川場村	
三重県	大台町	
京都府	和東町	
奈良県	東吉野村	

「市」で唯一  
トップ10に入った  
大阪市

# 東京都青ヶ島村(9800円)

第7期

8700円



第8期

9800円

(+13.9%)

要介護認定率 13.9%

伊豆諸島南部にある島の人口は168人で、1号被保険者は37人。保険料は、前期から1200円上がった。在宅サービスの利用がなく、年間の総給付費約2000万円の全てが施設サービス費となっている。

人口が少なく高齢化率が20%程度のため、国の財政調整交付金が手当てされず、その分を1号被保険者で負担しているため高額になった。保険料上昇を抑えようと、一般介護予防での転倒予防教室、言語聴覚士による嚥下体操などに取り組んでいる。

# 大阪市(8094円)

前期の保険料は7927円で、今期は2.1%アップ。「第8期計画段階で基金が90億円程度になり、これを充てて保険料の抑制を図った」と担当者。計画値に対する介護給付費実績の割合は18年度は97.8%(2401億円)、19年度は96.8%(2504億円)だった。

大阪市は政令市の中でも高齢化が進み、独居者も多い。認定率は20年3月末時点で25.3%(府21.7%、全国18.5%)と高い。

在宅サービス受給者1人当たりの給付費は11万3000円(全国9万9000円)で、高齢者1人当たり給付費も2万8000円(全国2万1400円)と高い。

# 北海道夕張市(7875円)

高齢化率51.2%、認定率28.3%はいずれも道内最高。保険料は前期より1600円余り引き上げたが、最大の要因は1号被保険者数の急激な減少。

現在4000人余いる高齢者は、2030年には3000人を割り込むと推計されている。高齢者のみ世帯や独居者も多く、受給者1人あたりの給付費は月2万9000円(20年度平均)と高い。

# 低額保険料市町村

- 1位 北海道 音威子府村 3,300円  
 群馬県 草津町 3,300円  
 3位 東京都小笠原村 3,374円  
 4位 宮城県 大河原町 3,800円  
 埼玉県 鳩山町 3,800円  
 6位 千葉県 酒々井町 3,900円

大阪府千早赤阪村  
 が4,390円で14位

○ 保険料基準額の低額保険者

(単位:円)

保険者名		第8期基準額(月額)
北海道	音威子府村	3,300
群馬県	草津町	
東京都	小笠原村	3,374
宮城県	大河原町	3,800
埼玉県	鳩山町	
千葉県	酒々井町	3,900
北海道	奥尻町	4,000
北海道	置戸町	4,200
北海道	根室市	4,300
北海道	登別市	
北海道	興部町	4,309
愛知県	小牧市	
千葉県	栄町	4,340
大阪府	千早赤阪村	4,390
北海道	広尾町	4,400
北海道	室蘭市	4,417
高知県	津野町	4,450
北海道	せたな町	4,500
北海道	美深町	
北海道	佐呂間町	
埼玉県	鶴ヶ島市	
岐阜県	川辺町	

# 北海道音威子府村(3300円)

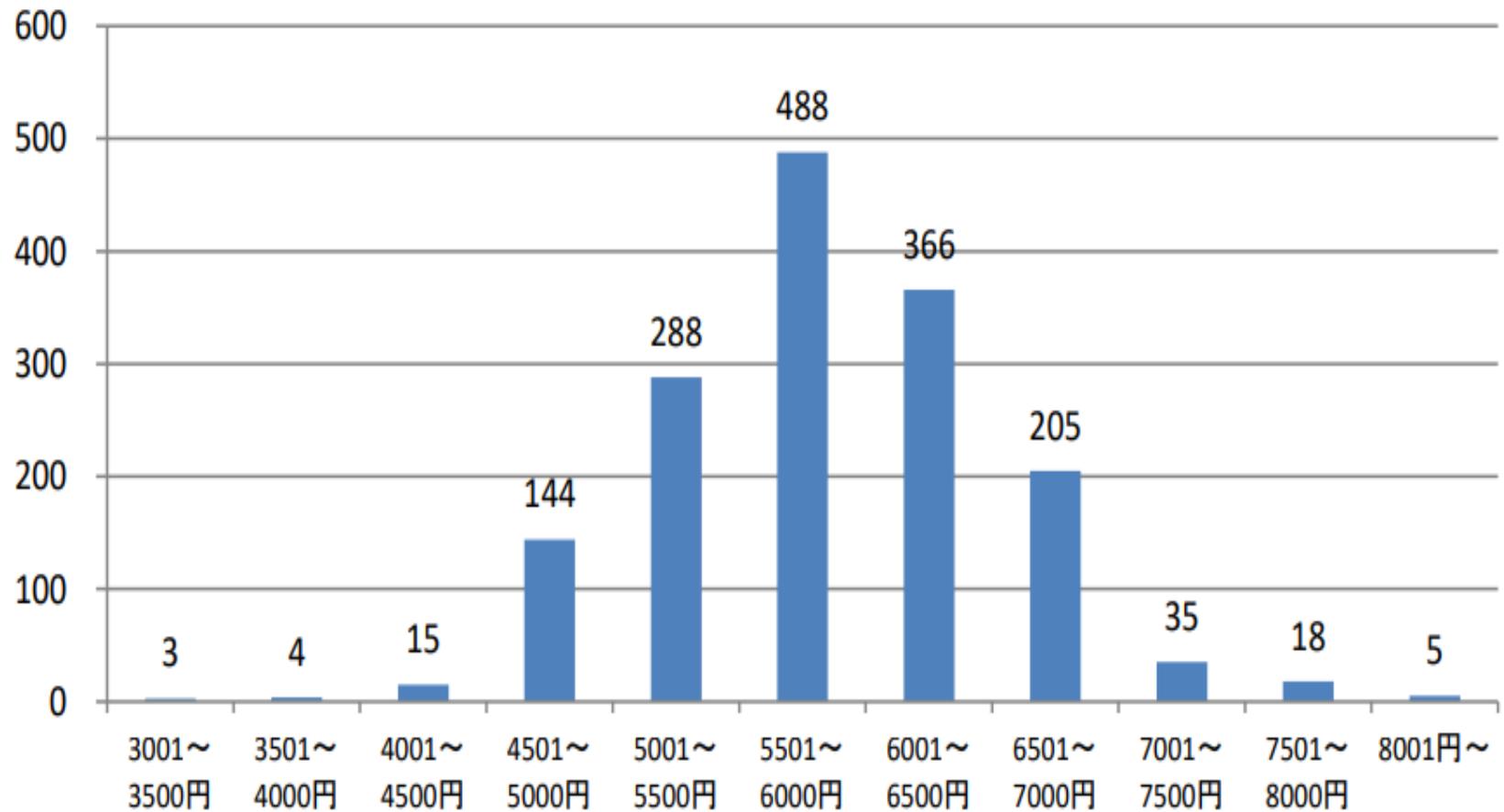
道北部にある村の人口は、21年1月時点で699人と道内最少。高齢化率は31.2%、認定率は8.2%。要介護者のうち在宅サービス利用者は12人で、村社協の訪問介護と通所介護のほか、周辺自治体のサービスも利用する。村内には施設がなく、6人が近隣自治体の施設に入所する。

19年に村営で介護保険外の入居施設を整備した。食事など生活面で心配のある高齢者が入居し、在宅サービスを受けている。

介護保険料は、前期に引き続き、介護給付費準備基金を切り崩し抑制を図ったが、団塊の世代の村外への転出が進んでおり、将来の1号被保険者の減少を勘案し、今回は300円の値上げに踏み切った。

(保険者数)

### (参考) 保険料基準額の分布状況(保険者数:1,571)



# 各都道府県別加重平均基準月額高い順)

1	大阪府 沖縄県	6,826
3	青森県	6,672
4	和歌山県	6,541
5	秋田県	6,487
6	徳島県	6,477
7	愛媛県	6,409
20	三重県	6,174
28	神奈川県	6,028
	全国平均	6,014
47	千葉県	5,385

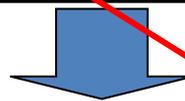
③

介護保険財政と  
介護給付費準備基金  
一般財源繰入  
について

# 介護保険制度の財源構造

介護保険以前の高齢者福祉制度(2000年3月まで)公費100%

国50%	都道府県 25%	市町村 25%
------	-------------	------------



介護保険制度(第8期)  
保険料50%

公費50%

65歳~ 23%	40歳~64歳 27%	国25%	都道府県 12.5%	市町村 12.5%
		国庫負担金 20%		
		調整交付金 5%		

# 介護費用の約2割を全高齢者で負担

65歳以上(第1号被保険者)の介護保険料の決め方(イメージ)

介護サービスの総額 × **23%**

65歳以上の人口(第1号被保険者数)

数値は3年平均で算出し3年ごとに見直す

第1期17% ⇒ 第5期 21% ⇒ 第6期 22%

→ 第8期 23%

# 国基準の第1号保険料の所得段階

所得段階	対象者	保険料率
第1段階	生活保護被保護者、世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者、世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	基準額×0.50 ※公費軽減後は0.30
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下	基準額×0.75 ※公費軽減後は0.50
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等120万円超	基準額×0.75 ※公費軽減後は0.70
第4段階	本人が市町村民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ本人年金収入等80万円以下	基準額×0.90
第5段階	本人が市町村民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ本人年金収入等80万円超	基準額×1.00
第6段階	市町村民税課税かつ合計所得金額120万円未満	基準額×1.20
第7段階	市町村民税課税かつ合計所得金額120万円以上200万円未満	基準額×1.30
第8段階	市町村民税課税かつ合計所得金額200万円以上300万円未満	基準額×1.50
第9段階	市町村民税課税かつ合計所得金額300万円以上	基準額×1.70

# 介護保険の財源構成と規模

(令和2年度予算案 介護給付費：11.5兆円)

総費用ベース：12.4兆円

保険料 50%

公費 50%

第1号保険料  
【65歳以上】  
23% (2.6兆円)

平成27年度から保険料の低所得者軽減強化に別枠公費負担の充当を行い、この部分が公費(国・都道府県・市町村)となる

国庫負担金【調整交付金】  
5% (0.6兆円)

・第1号被保険者に占める75歳以上の高齢者の割合、所得段階別の割合等に応じて調整交付

・第1号・第2号保険料の割合は、介護保険事業計画期間(3年)ごとに、人口で按分

国庫負担金【定率分】  
20% (2.1兆円)

・施設の給付費の負担割合  
国庫負担金(定率分) 15%  
都道府県負担金 17.5%

第2号保険料  
【40~64歳】  
27% (3.1兆円)

都道府県負担金  
12.5% (1.6兆円)

・第2号保険料の公費負担(0.3兆円)  
国保(国：0.3兆円 都道府県：0.1兆円)

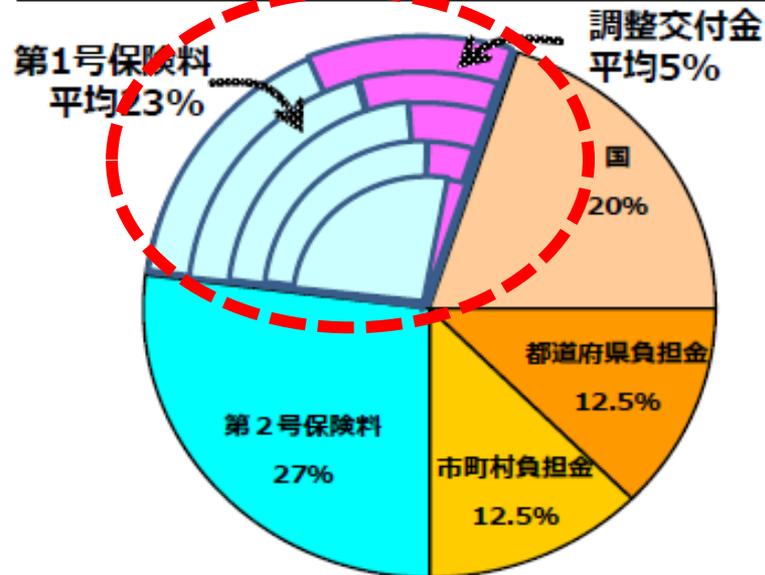
市町村負担金  
12.5% (1.4兆円)

※数値は端数処理をしているため、合計が一致しない場合がある。

厚生労働省老健局説明資料

# 調整交付金について

「後期高齢者比率が高いことによる給付増」と、「被保険者の所得水準が低いことによる収入減」を、国庫負担金25%のうち5%分を用いて財政調整。市町村間の財政力の差を解消。



## 1. 後期高齢者と前期高齢者の比率の違い

- ・前期高齢者（65歳～74歳）：認定率約4.3%
  - ・後期高齢者（75歳以上）：認定率約32.2%
- 要介護認定率に約7.5倍の差

後期高齢者の構成割合が大きい市町村

→ 保険給付費が増大 → 調整しなければ、保険料が高くなる

## 2. 被保険者の所得水準の違い

所得の高い高齢者が相対的に多い市町村

→ 調整しなければ、同じ所得でも、保険料は低くてすむ

所得の低い高齢者が相対的に多い市町村

→ 調整しなければ、同じ所得でも、保険料は高くなる

## 調整交付金の財政調整の例

### A町

後期高齢者(75歳以上)が多い被保険者  
低所得の高齢者が多い被保険者

調整交付金が5%であれば、11,200円

実際は、6,200円

調整交付金を多く(14.5%)支給



### B市

後期高齢者が少ない被保険者  
低所得の高齢者が少ない被保険者

実際は、4,950円

調整交付金5%であれば、4,050円

調整交付金なし



## 【調整交付金の役割】

- ・ 保険者の給付水準が同じであり、
- ・ 収入が同じ被保険者であれば、**保険料負担額が同一**となるよう調整するもの。

(※) 調整交付金の計算方法

各市町村の普通調整交付金の交付額

$$= \text{当該市町村の標準給付費額} \times \text{普通調整交付金の交付割合} (\%)$$

普通調整交付金の交付割合 (%)

$$= 2.8\% - (2.3\% \times \text{後期高齢者加入割合補正係数} \times \text{所得段階別加入割合補正係数})$$

# 調整交付金増減分は 65歳以上の保険料で調整

標準モデル 第8期

40歳～64歳 27%	65歳以上 <u>23%</u>	調整 交付 金 5%	国庫負 担金 20%	県 12.5 %	市町 村 12.5 %
----------------	---------------------	---------------------	------------------	----------------	----------------------

H市

**調整交付金1.27%**

40歳～64歳 27%	65歳以上 <u>26.73%</u>		国庫負 担金 20%	県 12.5 %	市町 村 12.5 %
----------------	------------------------	--	------------------	----------------	----------------------

# 介護保険特別会計の歳入

(居宅サービス)

①介護保険料(65歳以上) 23%

②国庫支出金 20+5%

③支払基金交付金(40歳以上64歳の保険料)  
27%

④都道府県負担金 12.5%

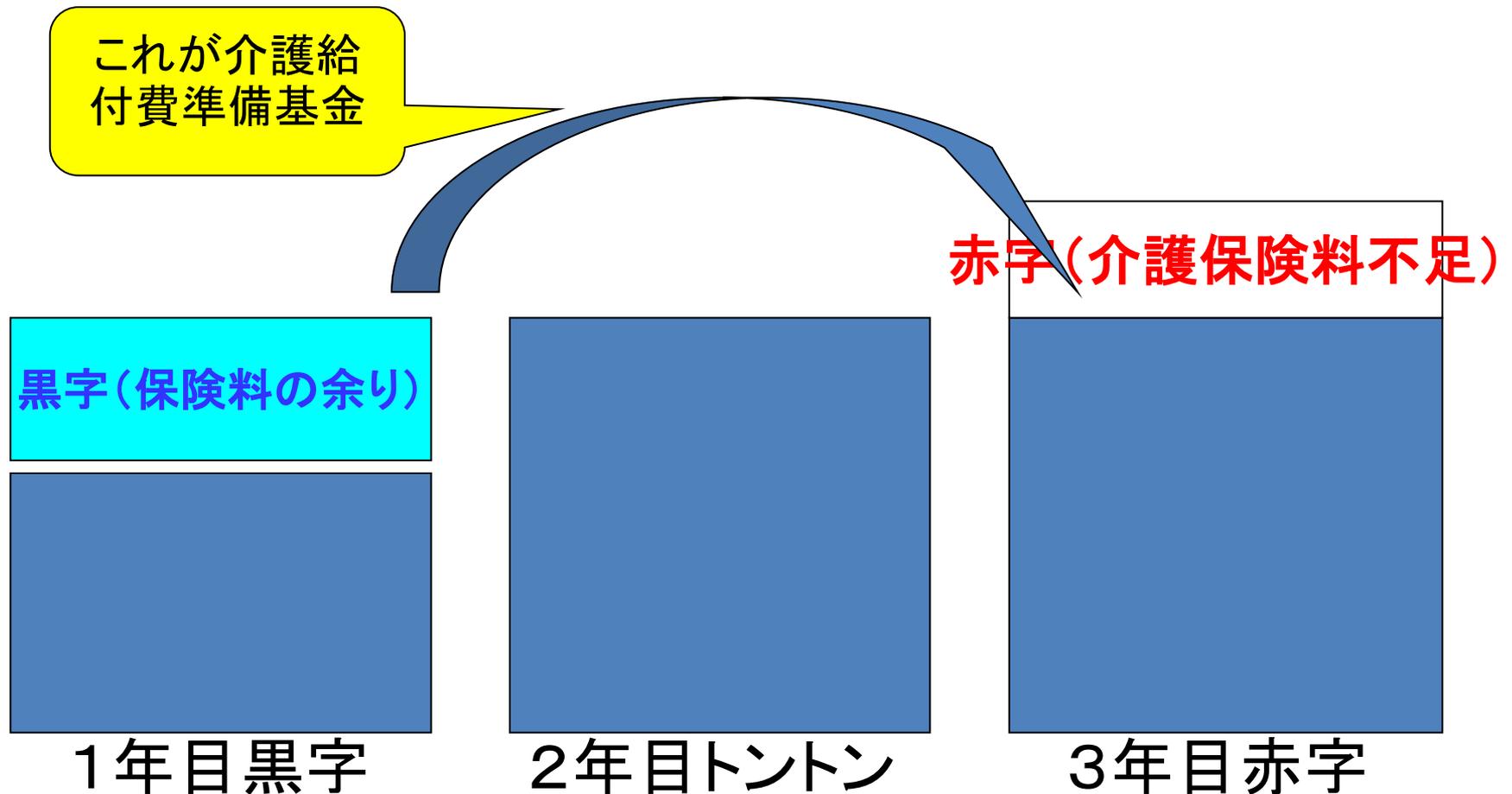
⑤一般会計繰入金 12.5%

基金繰入金

②③④⑤は、すべて年度ごとに精算し  
繰り越さない

# 中期財政運営(3年ごと)

余った介護保険料は翌年以降の給付費へ



貯金も借金も調整は介護保険料で

保険料が余れば次の3年間に回  
す

介護給付費準備基金

足らなければ借金し、返済は次の  
3年間の保険料で返済する

財政安定化基金借入金・償還金

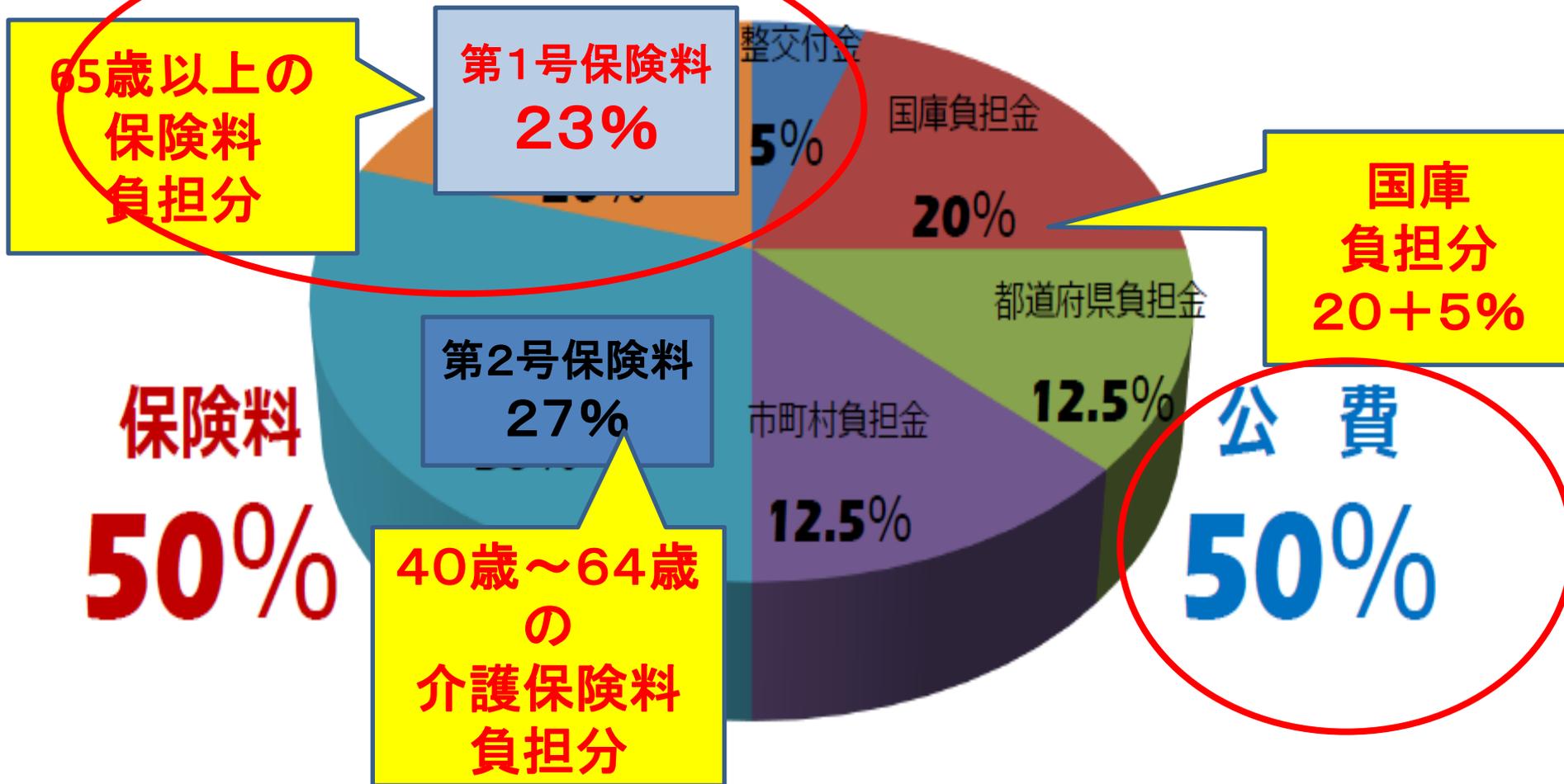
# 「給付と負担の連動」

その市町村の介護サービス利用が増える

⇒ 高齢者全員の介護保険料が比例して上がる

介護充実 ↔ 保険料

# 介護保険は財源的・制度的限界にきている



65歳以上の保険料負担が限界！

# ④地域運動を 進めるにあたって

# 介護保険料引下げ要求の地域運動

## ①わが自治体の介護保険を知ること

第8期介護保険事業計画（特に介護保険料算出根拠）

今後の推計・見通し

## ②当面下げるために必要なことの要求化

## ③本質的な改善は、国庫負担増

# 全国市町村の介護保険は「黒字」

介護給付費準備基金の状況

年度 期	事業計画の	準備基金残高合計	基金保有保 険者数
2002年度	第1期末	1944億円	2089
2005年度	第2期末	1663億円	1401
2008年度	第3期末	4050億円	1534
2011年度	第4期末	2848億円	1452
2014年度	第5期末	3024億円	1428
2017年度	第6期末	5786億円	1467
2018年度		6947億円	1482

# 「赤字」で都道府県から借金する市町村は減少

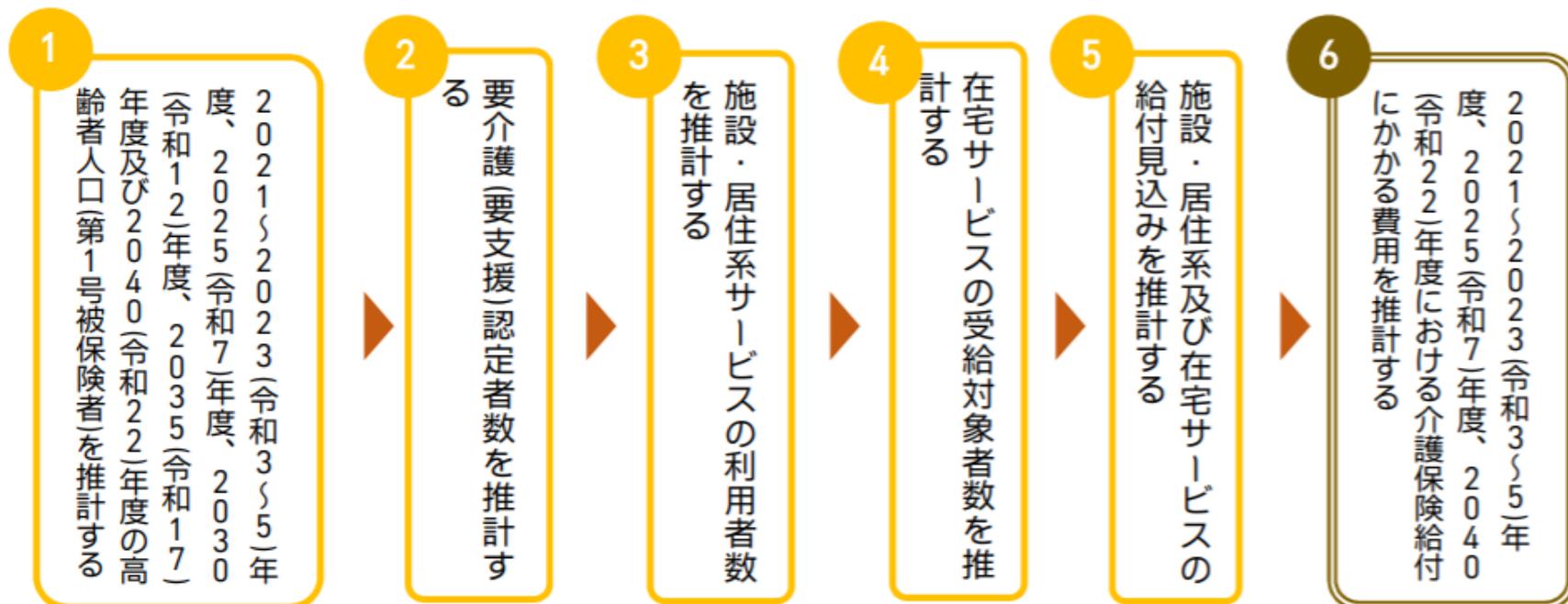
年度 期	貸付を受けた保険者数	貸付額(単位:百万円)
2002年度 第1期末	735	40,370
2005年度 第2期末	423	39,183
2008年度 第3期末	57	2,200
2011年度 第4期末	138	9,814
2014年度 第5期末	125	7,569
2017年度 第6期末	23	551
2018年度	4	72
2019年度	5	67

# 大阪市の第8期介護保険事業計画

## 7 介護保険給付に係る費用の見込み等

### ■介護保険給付に係る費用算定について

国から示されている介護サービス見込み量算出の流れに沿って、次のとおり費用算定を行いました。



## ⑥介護保険給付及び地域支援事業にかかる費用（利用者負担分を除く）の見込み

第8期介護保険事業計画期間における各サービスの給付見込みの推計に基づいて、介護保険給付にかかる費用を算定し、その他費用として、高額介護（介護予防）サービス費、審査支払費、特定入所者介護（介護予防）サービス費等を算定しています。

地域支援事業にかかる費用は、過去の実績や高齢者数の伸び等を考慮の上、各年度の地域支援事業にかかる費用を見込んで算定しています。なお、総合事業と包括的支援事業・任意事業それぞれに上限額が設定されています。

（単位：億円）

	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	第8期 合計
介護保険給付（計）	2,402	2,505	2,621	2,763	2,849	2,942	8,554
居宅サービス費	1,386	1,442	1,513	1,523	1,585	1,656	4,765
施設・居住系サービス費	873	911	950	1,084	1,107	1,123	3,314
その他費用	143	152	158	156	156	163	475
地域支援事業（計）	153	153	155	163	167	171	501
総合事業	110	106	102	106	109	112	326
一般介護予防事業	2	2	2	2	2	2	7
包括的支援事業・任意事業	42	46	51	55	56	57	168

※2018(平成30)・2019(令和元)年度は実績。2020(令和2)年度は見込数値。

※数値は1億円未満を四捨五入しているため、計に一致しない。

## ■保険料の算定

「⑥介護保険給付及び地域支援事業にかかる費用の見込み」で算出した2021(令和3)年度から2023(令和5)年度の費用額に基づき、第1号被保険者の介護保険料基準額(第6段階)を算定すると、月額8,094円(現行月額7,927円)となります。

第8期介護保険事業計画については、後期高齢者数の増加により要介護認定者数が増えることや介護報酬のプラス改定などにより介護サービス給付費の増加が見込まれ、736円の上昇となりますが、保険料段階の多段階化や介護給付費準備基金の取崩しにより、▲569円を引き下げ、第7期介護保険事業計画と比べ、167円、2.1%の上昇となっています。

将来の給付費等にかかる費用額を現状の給付費等の伸び率による自然体で推計したところ、2025(令和7)年度は約3,200億円となり、それを基に保険料基準額を試算すると、月額は9,300円程度となります。

### 【保険料段階及び保険料率】

第7期		第8期介護保険事業運営期間				段階別加入割合 (累計)	
段階	保険料率	段階	保険料率	基準所得金額			
第1	0.35	→	第1	0.35	生活保護の受給者等	10.9% (10.9%)	
第2	0.35	→	第2	0.35	本人が市町村民税非課税	20.5% (31.4%)	
第3	0.50	→	第3	0.50		世帯非課税 (基準所得金額(※) ≤ 80万円)	9.9% (41.3%)
第4	0.70	→	第4	0.70		世帯非課税 (基準所得金額(※) ≤ 120万円)	9.4% (50.7%)
第5	0.85	→	第5	0.85		世帯非課税 (第2・第3段階以外)	9.1% (59.8%)
第6 (基準額)	1.00	→	第6 (基準額)	1.00		世帯課税 (基準所得金額(※) ≤ 80万円)	8.1% (67.8%)
						世帯課税 (第5段階以外)	
第7	1.10	→	第7	1.10	本人が市町村民税課税	12.2% (80.1%)	
第8	1.25	→	第8	1.25		本人課税 (基準所得金額(※)125万円以下)	9.2% (89.3%)
第9	1.50	→	第9	1.50		本人課税 (基準所得金額(※)125万円を超え200万円未満)	4.5% (93.8%)
			第10	1.60		本人課税 (基準所得金額(※)200万円以上300万円未満)	2.4% (96.2%)
第10	1.75	→	第11	1.75		本人課税 (基準所得金額(※)300万円以上400万円未満)	1.1% (97.3%)
			第12	1.80		本人課税 (基準所得金額(※)400万円以上500万円未満)	0.5% (97.8%)
			第13	1.90		本人課税 (基準所得金額(※)500万円以上600万円未満)	0.4% (98.2%)
第11	2.00	→	第14	2.00		本人課税 (基準所得金額(※)600万円以上700万円未満)	0.6% (98.8%)
			第15	2.30	本人課税 (基準所得金額(※)700万円以上1,000万円未満)	1.2% (100.0%)	
					本人課税 (基準所得金額(※)1,000万円以上)		

# 大阪市の保険料引き上げ

第7期保険料 7,927円 ⇒ 8,094円  
(167円上昇 2.1%アップ)

◎増要素 +736円(+9.3%)

①介護サービスの給付費等の増

+685円(+8.6%)

②介護報酬改定

+51円(+0.7%)

<基準月額 8,663円(+9.3%)>

◎減要素 ▲569円(▲7.2%)

①保険料段階の変更等 ▲152円

(7期11段階⇒8期15段階)

②介護給付費準備基金取崩(90億円) ▲417円

<第8期改定案 8,094円>

# 介護保険料算出(大東市の例)

## ② 介護保険料(基準額)の算定方法

将来人口推計

- 高齢者人口・被保険者数の推計
- 要支援要介護認定者数の推計



○施設・居住系サービス利用者数の推計

○居宅サービス等の総利用者数・必要サービス量の推計

○サービス供給量・給付費の推計

標準給付費見込額  
31,614,477,559 円  
地域支援事業費  
1,281,089,891 円

×

第1号被保険者負担割合  
23.0%

=

第1号被保険者負担分相当額  
【R3(2021)~R5(2023)】  
7,565,980,514 円

# 介護保険料算出（大東市の例）

---

$$\begin{aligned} & \text{第1号被保険者負担分相当額} \\ & \text{【R3(2021)～R5(2023)】} \\ & \text{7,565,980,514 円} \end{aligned} + \begin{aligned} & \text{調整交付金相当額} \\ & \text{1,615,599,104 円} \end{aligned} - \begin{aligned} & \text{調整交付金見込額} \\ & \text{1,279,896,000 円} \end{aligned} \\ & - \begin{aligned} & \text{準備基金取崩額} \\ & \text{840,000,000 円} \end{aligned} + \begin{aligned} & \text{市町村特別給付費} \\ & \text{0 円} \end{aligned} = \begin{aligned} & \text{保険料収納必要額} \\ & \text{7,061,683,618 円} \end{aligned}$$

※単位未満は四捨五入により端数処理しているため金額の積み上げが合わない場合があります。

$$\begin{aligned} & \text{保険料収納必要額} \\ & \text{7,061,683,618 円} \end{aligned} \div \begin{aligned} & \text{保険料収納率} \\ & \text{97.65\%} \end{aligned} = \begin{aligned} & \text{保険料賦課総額} \\ & \text{7,231,626,849 円} \end{aligned}$$

---

$$\begin{aligned} & \text{保険料賦課総額} \\ & \text{7,231,626,849 円} \end{aligned} \div \begin{aligned} & \text{所得段階別加入割合補正後被保険者数} \\ & \text{【R3(2021)～R5(2023)】} \\ & \text{93,871 人} \end{aligned} \div 12 \text{ か月} = \begin{aligned} & \text{月額介護保険料基準額} \\ & \text{6,420 円} \end{aligned}$$

## ④ 所得段階別の第1号被保険者保険料

保険料段階	対象者	負担割合	保険料月額	保険料年額
第1段階	生活保護被保護者、世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者、世帯全員が市民税非課税かつ本人の課税年金収入額+前年の合計所得金額が80万円以下の人	0.5 (0.3) <sup>※</sup>	3,210円 (1,926円) <sup>※</sup>	38,520円 (23,112円) <sup>※</sup>
第2段階	世帯全員が市民税非課税かつ本人の課税年金収入額+前年の合計所得金額が120万円以下の人	0.75 (0.5) <sup>※</sup>	4,815円 (3,210円) <sup>※</sup>	57,780円 (38,520円) <sup>※</sup>
第3段階	世帯全員が市民税非課税かつ第1段階、第2段階以外の人	0.75 (0.7) <sup>※</sup>	4,815円 (4,494円) <sup>※</sup>	57,780円 (53,928円) <sup>※</sup>
第4段階	世帯課税で本人が市民税非課税かつ本人の課税年金収入額+前年の合計所得金額が80万円以下の人	0.9	5,778円	69,336円
第5段階	世帯課税で、本人が市民税非課税かつ第4段階以外の人	基準額 1.0	6,420円	77,040円
第6段階	市民税本人課税者で本人合計所得金額が120万円未満の人	1.2	7,704円	92,448円
第7段階	市民税本人課税者で本人合計所得金額が120万円以上、210万円未満の人	1.3	8,346円	100,152円
第8段階	市民税本人課税者で本人合計所得金額が210万円以上、320万円未満の人	1.5	9,630円	115,560円
第9段階	市民税本人課税者で本人合計所得金額が320万円以上、400万円未満の人	1.7	10,914円	130,968円
第10段階	市民税本人課税者で本人合計所得金額が400万円以上、600万円未満の人	1.8	11,556円	138,672円
第11段階	市民税本人課税者で本人合計所得金額が600万円以上、800万円未満の人	2.0	12,840円	154,080円
第12段階	市民税本人課税者で本人合計所得金額が800万円以上の人	2.2	14,124円	169,488円

※ 第1段階、第2段階及び第3段階における( )内については、公費による負担軽減が適用された割合・金額となります。

# 大東市 基準月額

第7期 第8期 増減  
 6380円 ⇒ 6420円 +40円 (+0.63%)

第8期では、大東市は基金16億3547万3千円(2020年度末残高)のうち8億4000万円の取崩し(51.3%)予定で算出

## 第7期介護保険料算出

当時 基金(2017年度末 7億4515万9603円)のうち5億7017万7052円の取崩し予定 ⇒ 実際は 8.9万円のみ

期	第6期			第7期		
年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020
基金残高	2億7383万7542円	4億7017万7053円	7億4515万9603円	10億7763万1959円	13億4918万7612円	16億3547万3千円
対前年度増加額	8541万9828円	1億9633万9511円	2億7498万2550円	3億3247万2356円	2億7155万5653円	2億8628万5388円

# 大東市の準備基金残高全額取崩せば大幅引下げが可能

## 大東市の算出 と 全額基金取崩しの場合の比較

項目	大東市の算出	基金全額取崩した場合の算出
第1号被保険者負担分相当額	7,565,980,514	7,565,980,514
調整交付金相当額見込額差額	335,703,104	335,703,104
調整後の負担分相当額 ①	7,901,683,618	7,901,683,618
準備基金取崩額 ②	840,000,000	1,635,473,000
①－② 保険料必要収納額	7,061,683,618	6,266,210,618
保険料収納率 ③	97.65%	97.65%
②×③ 保険料賦課総額 ④	7,231,626,849	6,417,010,361
補正後被保険者数 ⑤	93,871	93,871
④÷⑤ 年額保険料基準額 ⑥	77,038	68,360
⑥÷12月 月額保険料基準額	6,420	5,697

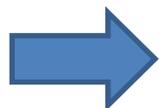
年8,678円、月723円の引き下げが可能

# 大東市方式 「卒業」「認定させない」で給付削減

## 要支援のホームヘルプサービス利用者

2016年3月

625人



2020年3月

(現行相当型) 19人

生活サポートや「緩和型サービス」を合わせても385人と4年間で38.4%も減少

## 要支援のデイサービス利用者

2016年3月

522人



2020年3月

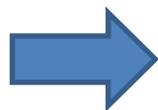
(現行相当型) 52人

「緩和型サービス」84人、「短期集中自立支援型サービス」月平均29人と合わせても165人と68.4%も減少

## 要支援1, 2の認定者数

2016年3月

2185人



2020年10月

1594人

27.0%減少

## 大阪府内市町村

## 介護給付費準備基金取崩状況

(単位：円)

	8期	7期	増減率	準備基金の残高 (見込)	第8期準備基金取 崩額	基金取崩 割合
大阪市	8,094	7,927	2.1%	8,970,861,000	8,970,861,000	100.0%
堺市	6,790	6,623	2.5%	3,446,652,766	3,446,652,766	100.0%
岸和田市	6,375	6,183	3.1%	1,398,000,000	1,100,000,000	78.7%
豊中市	6,367	6,208	2.6%	2,793,000,000	2,433,000,000	87.1%
池田市	5,960	5,950	0.2%	988,856,034	797,000,000	80.6%
吹田市	5,980	5,900	1.4%	2,800,000,000	2,000,000,000	71.4%
泉大津市	5,876	5,700	3.1%	380,000,000	200,000,000	52.6%
高槻市	5,600	5,083	10.2%	1,724,328,000	1,724,328,000	100.0%
貝塚市	6,169	6,169	0.0%	621,590,855	397,000,000	63.9%
枚方市	5,902	5,610	5.2%	2,450,284,887	2,450,248,887	100.0%
茨木市	5,990	5,300	13.0%	600,000,000	600,000,000	100.0%
八尾市	6,556	6,092	7.6%	1,146,835,808	900,000,000	78.5%
泉佐野市	6,650	6,500	2.3%	701,472,758	700,000,000	99.8%
富田林市	6,730	6,715	0.2%	613,676,000	523,000,000	85.2%
寝屋川市	6,390	6,210	2.9%	1,532,702,318	800,000,000	52.2%
河内長野市	5,840	5,800	0.7%	1,027,940,040	1,027,940,040	100.0%
松原市	6,550	6,040	8.4%	772,907,486	550,000,000	71.2%
大東市	6,420	6,380	0.6%	1,600,000,000	840,000,000	52.5%
和泉市	6,159	5,743	7.2%	597,461,000	597,461,000	100.0%
箕面市	5,400	5,700	-5.3%	1,059,540,000	1,059,540,000	100.0%
柏原市	6,102	6,407	-4.8%	840,577,241	404,600,000	48.1%

	8期	7期	増減率	準備基金の残高 (見込)	第8期準備基金取 崩額	基金取崩 割合
羽曳野市	6,123	6,158	-0.6%	1,022,809,567	500,000,000	48.9%
摂津市	6,280	5,790	8.5%	600,000,000	600,000,000	100.0%
高石市	6,137	6,333	-3.1%	626,337,245	300,000,000	47.9%
藤井寺市	6,000	6,200	-3.2%	713,700,058	713,700,000	100.0%
東大阪市	7,029	6,594	6.6%	2,040,000,000	1,800,000,000	88.2%
泉南市	6,250	6,070	3.0%	541,900,408	541,900,408	100.0%
交野市	5,360	5,360	0.0%	763,773,548	433,500,000	56.8%
大阪狭山市	6,190	6,211	-0.3%	674,196,150	674,196,150	100.0%
阪南市	6,200	5,900	5.1%	240,000,000	225,900,000	94.1%
島本町	5,900	5,450	8.3%	277,125,364	229,000,000	82.6%
豊能町	5,550	5,412	2.5%	636,251,024	12,300,000	1.9%
能勢町	5,938	5,938	0.0%	123,257,682	96,100,000	78.0%
忠岡町	6,410	6,557	-2.2%	56,472,850	56,472,850	100.0%
熊取町	6,321	6,057	4.4%	340,000,000	300,000,000	88.2%
田尻町	6,750	6,750	0.0%	39,358,673	39,358,673	100.0%
岬町	6,000	6,000	0.0%	173,400,000	173,400,000	100.0%
太子町	6,480	6,150	5.4%	100,000,000	50,000,000	50.0%
河南町	6,070	5,795	4.7%	47,220,896	47,220,896	100.0%
千早赤阪村	4,390	5,811	-24.5%	190,000,000	60,000,000	31.6%
くすのき連合	6,748	6,748	0.0%	1,693,545,802	1,400,000,000	82.7%
加重平均	6,826	6,636	2.9%	46,966,035,460	39,774,680,670	84.7%

# 基金を残すことについての市町村の「説明」

○介護保険事業計画に「基金残高」について記載しておらず、一切説明のない自治体が多数

○基金残高を残して保険料を改定することについて質問されると

①「基金をどれだけ残すかの基準がないから残しても問題はない」

②「将来の大幅な給付増に備えるために基金を残しておく」

③「国の急な介護報酬改定による給付増に備えるために基金を保有しておきたい」

④「保険料不足の際に財政安定化基金から借りると次の保険料で返さなければならないので基金を保有しておきたい」

# 介護給付費準備基金の性格

「市町村は、介護保険に係る歳入及び歳出について特別会計を設けることとなっている。介護保険は、3年間の計画期間ごとにその期間を通じて同一の保険料を、介護サービスの見込量に見合せて設定するという中期財政運営方式を採用しており、介護給付費が総じて増加傾向にあることから、計画期間の初年度は一定程度の剰余金が生ずることが想定されていて、この剰余金を管理するために市町村は介護給付費準備基金(以下「準備基金」という。)を設けることができるとされている。

そして、介護給付費が見込みを下回るなどの場合は剰余金を準備基金に積み立て、介護給付費が見込みを上回るなどの場合は、前年度以前に積み立てられた準備基金から必要額を取り崩し、計画期間の最終年度において残高がある場合には、次期保険料を見込むに当たり準備基金を取り崩すことが基本的な考え方となっている。」

(国会及び内閣に対する報告(随時報告)|会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書 平成20年5月)

介護保険料の余りを積み立てる「基金」(介護給付費準備基金)は、永続的なものでなく、3年間の計画期間における剰余金を管理するためのものであり、最終年度の残額は次期保険料を見込むに当たり取り崩すことを「基本的な考え方」としている。

# 基金取崩しの考え方

- ・当該基金は、3年間の中期財政運営を行うことから生じる剰余金を適切に管理するために設けられているものであること、
- ・介護保険制度においては、計画期間内に給付に必要となる保険料については各計画期間内における保険料で賄うことを原則とし、保険料が不足する場合には財政安定化基金から貸付等を受けられること、
- ・被保険者は死亡、転居等により保険料を納めた保険者の被保険者ではなくなる場合があること

等から、本来は当該基金が造成された期における被保険者に還元されるべきものであり、基本的には次期計画期間において歳入として繰り入れるべきものである。

(平成20年12月25日厚生労働省老健局介護保険課資料)

# 基金残高発生＝保険料が高すぎた

3年間で過不足のない保険料設定が原則

介護保険法では、市町村に介護保険事業に要する費用に充てるために保険料を徴収することを義務付け(法第129条第1項)

市町村が定める保険料は「おおむね三年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない」(介護保険法第129条第3項)とされている。

「財政の均衡」＝歳入・歳出が3年間で均衡するという原則

介護保険料が3年間で「余る」という事態

⇒保険料設定が高すぎたということ

○結果的に3年間とり過ぎた保険料は、その期の被保険者に還元(返還)すべき性格

○技術的に困難であるので、次の3年間の歳入に回してその分の介護保険料を引き下げる⇒基金の取崩しによる次期保険料抑制

「およそ保険料が介護保険事業に要する費用に充てるために徴収されるもの(法第129条第1項)である以上、当該積立金の一部でも歳入として繰り入れることなく保険料率を改定する場合は、その金額と必要性を明らかにして被保険者の理解を得るべき」

(平成21年度大阪市介護保険料賦課決定に対する不服審査請求の裁決)

## この「説明」どこがおかしい？

- ②「将来の大幅な給付増に備えるために基金を残しておく」
- ③「国の急な介護報酬改定による給付増に備えるために基金を保有しておきたい」
- ④「保険料不足の際に財政安定化基金から借りると次の保険料で返さなければならないので基金を保有しておきたい」

	第8期 (2021 ~23年 度)	準備基 金取崩 割合 (②/ ①)	準備基金未取崩 額③ (①-②)	被保険者数 (2021年1 月末) ④： 人	被保険者 一人あた り基金額 ⑤ (③/ ④)	保険料引 下げ可能 額 (月 額) ⑤/ 36月	引下げ後 の第8期 保険料 (第8期 保険料- ⑤)
大阪市	8,094	100.0%	0	686,871	0	0	8,094
堺市	6,790	100.0%	0	234,548	0	0	6,790
岸和田市	6,375	78.7%	298,000,000	53,480	5,572	155	6,220
豊中市	6,367	87.1%	360,000,000	105,260	3,420	95	6,272
池田市	5,960	80.6%	191,856,034	28,066	6,836	190	5,770
吹田市	5,980	71.4%	800,000,000	89,870	8,902	247	5,733
泉大津市	5,876	52.6%	180,000,000	19,100	9,424	262	5,614
高槻市	5,600	100.0%	0	102,889	0	0	5,600
貝塚市	6,169	63.9%	224,590,855	22,707	9,891	275	5,894
枚方市	5,902	100.0%	36,000	113,265	0	0	5,902
茨木市	5,990	100.0%	0	68,576	0	0	5,990
八尾市	6,556	78.5%	246,835,808	74,939	3,294	91	6,465
泉佐野市	6,650	99.8%	1,472,758	25,951	57	2	6,648
富田林市	6,730	85.2%	90,676,000	33,488	2,708	75	6,655
寝屋川市	6,390	52.2%	732,702,318	68,927	10,630	295	6,095
河内長野市	5,840	100.0%	0	36,221	0	0	5,840
松原市	6,550	71.2%	222,907,486	35,677	6,248	174	6,376
大東市	6,420	52.5%	760,000,000	32,640	23,284	647	5,773

	第8期 (2021 ~23年 度)	準備基 金取崩 割合 (②/ ①)	準備基金未取崩 額③ (①-②)	被保険者数 (2021年1 月末) ④: 人	被保険者 一人あた り基金額 ⑤ (③/ ④)	保険料引 下げ可能 額(月 額) ⑤/ 36月	引下げ後 の第8期 保険料 (第8期 保険料- ⑤)
和泉市	6,159	100.0%	0	46,569	0	0	6,159
箕面市	5,400	100.0%	0	35,041	0	0	5,400
柏原市	6,102	48.1%	435,977,241	20,251	21,529	598	5,504
羽曳野市	6,123	48.9%	522,809,567	32,788	15,945	443	5,680
摂津市	6,280	100.0%	0	22,304	0	0	6,280
高石市	6,137	47.9%	326,337,245	15,868	20,566	571	5,566
藤井寺市	6,000	100.0%	58	18,293	0	0	6,000
東大阪市	7,029	88.2%	240,000,000	137,079	1,751	49	6,980
泉南市	6,250	100.0%	0	17,616	0	0	6,250
交野市	5,360	56.8%	330,273,548	21,861	15,108	420	4,940
大阪狭山市	6,190	100.0%	0	16,297	0	0	6,190
阪南市	6,200	94.1%	14,100,000	17,471	807	22	6,178

	第8期 (2021 ~23年 度)	準備基 金取崩 割合 (②/ ①)	準備基金未取崩 額③ (①-②)	被保険者数 (2021年1 月末) ④: 人	被保険者 一人あた り基金額 ⑤ (③/ ④)	保険料引 下げ可能 額(月 額) ⑤/ 36月	引下げ後 の第8期 保険料 (第8期 保険料- ⑤)
島本町	5,900	82.6%	48,125,364	8,829	5,451	151	5,749
豊能町	5,550	1.9%	623,951,024	8,910	70,028	1,945	3,605
能勢町	5,938	78.0%	27,157,682	3,964	6,851	190	5,748
忠岡町	6,410	100.0%	0	4,784	0	0	6,410
熊取町	6,321	88.2%	40,000,000	12,428	3,219	89	6,232
田尻町	6,750	100.0%	0	2,002	0	0	6,750
岬町	6,000	100.0%	0	5,978	0	0	6,000
太子町	6,480	50.0%	50,000,000	3,923	12,745	354	6,126
河南町	6,070	100.0%	0	4,891	0	0	6,070
千早赤阪村	4,390	31.6%	130,000,000	2,304	56,424	1,567	2,823
くすのき広 域連合	6,748	82.7%	293,545,802	91,631	3,204	89	6,659
加重平均	6,826	84.7%	7,191,354,790	2,383,557	3,017	84	6,742

# 長期的推計

大阪府福祉部高齢介護室介護支援課 公開資料

## 大阪市

	第8期	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
保険料基準額（月額）	8,094	9,320	9,424	9,561	9,661
準備基金取崩額の影響額	409	0	0	0	0
準備基金の残高（前年度末の見込額）	8,970,861,000	0	0	0	0
準備基金取崩額	8,970,861,000	0	0	0	0
準備基金取崩割合	100.0%	-	-	-	-
財政安定化基金拠出金見込額の影響額	1	0	0	0	0
財政安定化基金拠出金見込額	0	0	0	0	0
財政安定化基金拠出率	0.0000%	0.0000%	0.0000%	0.0000%	0.0000%
財政安定化基金償還金の影響額	1	0	0	0	0
財政安定化基金償還金	0	0	0	0	0
保険料基準額の伸び率（％）（対7期保険料）	2.1%	17.6%	18.9%	20.6%	21.9%

## 堺市

	第8期	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
保険料基準額（月額）	6,790	7,767	8,605	9,461	10,215
準備基金取崩額の影響額	432	0	0	0	0
準備基金の残高（前年度末の見込額）	3,446,652,766	0	0	0	0
準備基金取崩額	3,446,652,766	0	0	0	0
準備基金取崩割合	100.0%	-	-	-	-
財政安定化基金拠出金見込額の影響額	0	0	0	0	0
財政安定化基金拠出金見込額	0	0	0	0	0
財政安定化基金拠出率	0.0000%	0.0000%	0.0000%	0.0000%	0.0000%
財政安定化基金償還金の影響額	0	0	0	0	0
財政安定化基金償還金	0	0	0	0	0
保険料基準額の伸び率（％）（対7期保険料）	2.5%	17.3%	29.9%	42.9%	54.2%

# 長期的推計

大阪府福祉部高齢介護室介護支援課

公開資料

## 大東市

	第8期	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
保険料基準額（月額）	6,420	7,759	8,605	9,529	10,210
準備基金取崩額の影響額	764	0	0	0	0
準備基金の残高（前年度末の見込額）	1,600,000,000	0	0	0	0
準備基金取崩額	840,000,000	0	0	0	0
準備基金取崩割合	52.5%	-	-	-	-
財政安定化基金拠出金見込額の影響額	0	0	0	0	0
財政安定化基金拠出金見込額	0	0	0	0	0
財政安定化基金拠出率	0.0000%	0.0000%	0.0000%	0.0000%	0.0000%
財政安定化基金償還金の影響額	0	0	0	0	0
財政安定化基金償還金	0	0	0	0	0
保険料基準額の伸び率（％）（対7期保険料）	0.6%	21.6%	34.9%	49.4%	60.0%

## 柏原市

	第8期	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
保険料基準額（月額）	6,102	6,826	8,125	8,983	9,656
準備基金取崩額の影響額	604	452	0	0	0
準備基金の残高（前年度末の見込額）	840,577,241	369,672,730	0	0	0
準備基金取崩額	404,600,000	100,000,000	0	0	0
準備基金取崩割合	48.1%	27.1%	-	-	-
財政安定化基金拠出金見込額の影響額	0	0	0	0	0
財政安定化基金拠出金見込額	0	0	0	0	0
財政安定化基金拠出率	0.0000%	0.0000%	0.0000%	0.0000%	0.0000%
財政安定化基金償還金の影響額	0	0	0	0	0
財政安定化基金償還金	0	0	0	0	0
保険料基準額の伸び率（％）（対7期保険料）	-4.8%	6.5%	26.8%	40.2%	50.7%

# 長期的推計

大阪府福祉部高齢介護室介護支援課 公開資料

## 豊能町

	第8期	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
保険料基準額（月額）	5,550	5,900	6,600	6,950	7,650
準備基金取崩額の影響額	35	127	13	499	669
準備基金の残高（前年度末の見込額）	636,251,024	617,620,080	550,211,916	545,812,716	227,183,988
準備基金取崩額	12,300,000	14,800,000	1,400,000	50,500,000	60,450,000
準備基金取崩割合	1.9%	2.4%	0.3%	9.3%	26.6%
財政安定化基金拠出金見込額の影響額	0	0	0	0	0
財政安定化基金拠出金見込額	0	0	0	0	0
財政安定化基金拠出率	0.0000%	0.0000%	0.0000%	0.0000%	0.0000%
財政安定化基金償還金の影響額	0	0	0	0	0
財政安定化基金償還金	0	0	0	0	0
保険料基準額の伸び率（％）（対7期保険料）	2.5%	9.0%	21.9%	28.4%	41.3%

## 千早赤阪村

	第8期	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
保険料基準額（月額）	4,390	4,800	4,871	4,995	4,944
準備基金取崩額の影響額	732	192	174	625	1,863
準備基金の残高（前年度末の見込額）	190,000,000	125,000,000	100,000,000	63,000,000	34,500,000
準備基金取崩額	60,000,000	5,000,000	4,000,000	12,500,000	34,000,000
準備基金取崩割合	31.6%	4.0%	4.0%	19.8%	98.6%
財政安定化基金拠出金見込額の影響額	0	0	0	0	0
財政安定化基金拠出金見込額	0	0	0	0	0
財政安定化基金拠出率	0.0000%	0.0000%	0.0000%	0.0000%	0.0000%
財政安定化基金償還金の影響額	0	0	0	0	0
財政安定化基金償還金	0	0	0	0	0
保険料基準額の伸び率（％）（対7期保険料）	-24.4%	-17.4%	-16.2%	-14.0%	-14.9%

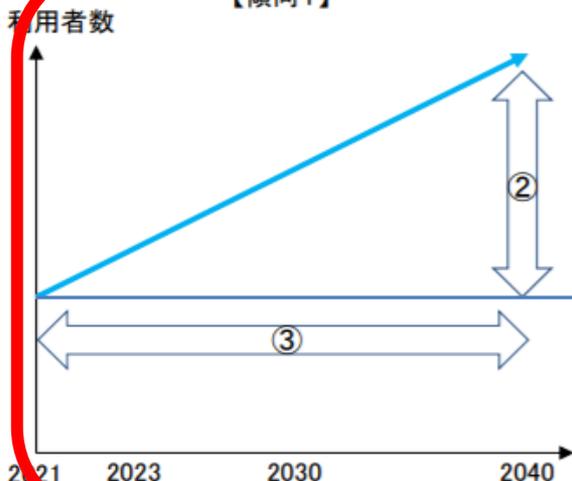
# 2025年・2040年を見据えたサービス基盤の整備について

- 第8期計画においては、2025年、2040年のサービス需要の見込を踏まえ、施設サービス、居住系サービス、地域密着型サービスをバランス良く組み合わせて整備することが重要。
- また、介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備(約50万人分)、医療計画、地域医療構想との整合性を踏まえる必要がある。
- 令和2年度予算案において、次ページのとおり地域医療介護総合確保基金のメニューを拡充し、サービス基盤整備を支援することとしている。

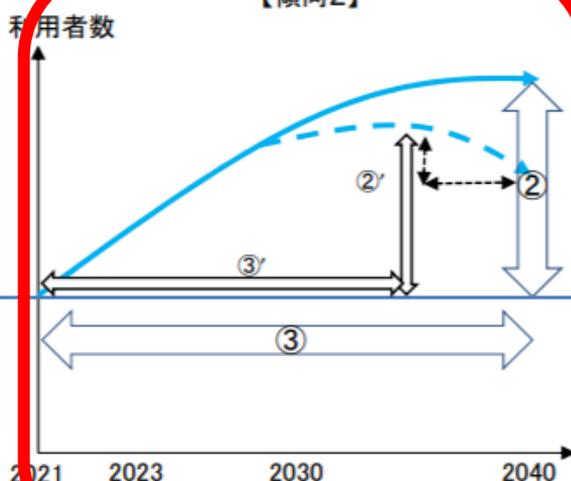
<参考> 2025年、2040年に向けての地域におけるサービス需要のイメージ

## ①大きな傾向

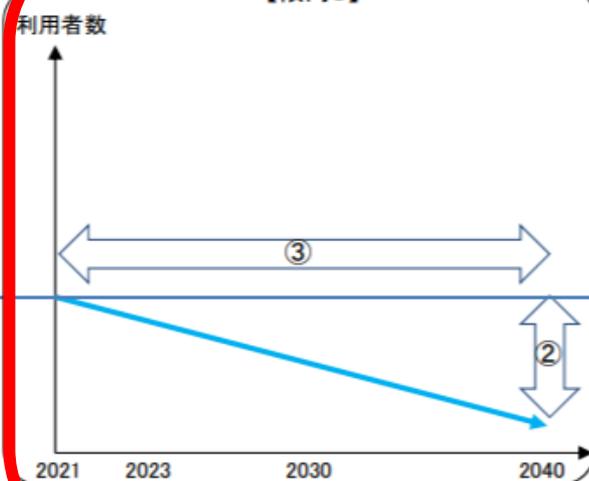
【傾向1】



【傾向2】



【傾向3】



(※1) 2025年・2040年を見据え、①サービス基盤の大きな傾向を把握し、その上で②サービス整備の絶対量、③期間(角度②/③)を勘案して第8期計画を策定することが重要。

(※2) 傾向2、3のようにサービス需要が成熟化する保険者であっても、サービス需要の見込(②、②')に合わせて過不足ないサービス基盤の整備が必要。広域型施設である介護保険施設、地域密着型サービスを組み合わせ、周辺保険者のサービスニーズを踏まえ都道府県等とも連携して広域的な整備を進める必要がある。

# 介護保険料引下げを求める運動の必要性

○2025年度(第9期)には大幅な引上げ見込

○2040年度には現在の1.2倍～1.7倍

9000円～1万円台に

○現在(第8期)は、制度開始時(第1期)から約2倍の保険料

## これまでの「軽減策」の経過

○生活困窮者減免 保険者独自制度下 大阪では9割の自治体が制度化。運動の成果 ⇒活用がわずかの自治体も多い

○国制度による低所得者層(非課税世帯、とくに年金80万円以下)には一定の軽減策がとられた

2006年度(第3期) 2段階の引き下げ

2段階 基準額×0.75 ⇒ 基準額×0.5

# 公費投入による介護保険料軽減

町村民税非課税世帯全体を対象として実施（65歳以上の約3割）

保険料基準額に対する割合 対象人口（2015年推計）

第1段階 0.45 ⇒ 0.3 650万人

第2段階 0.75 ⇒ 0.5 240万人

第3段階 0.75 ⇒ 0.7 240万人

実施時所要見込額 約1400億円（公費ベース※）

※公費負担割合 国1/2、都道府県1/4 市町村1/4

# 介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化

令和元年度予算額  
900億円（公費）、うち国費450億円  
※一部実施済みの分を含む。

介護保険の1号保険料について、給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し低所得の高齢者の保険料の軽減を強化

## ①一部実施（平成27年4月）

市町村民税非課税世帯のうち 特に所得の低い者を対象  
(65歳以上の約2割)

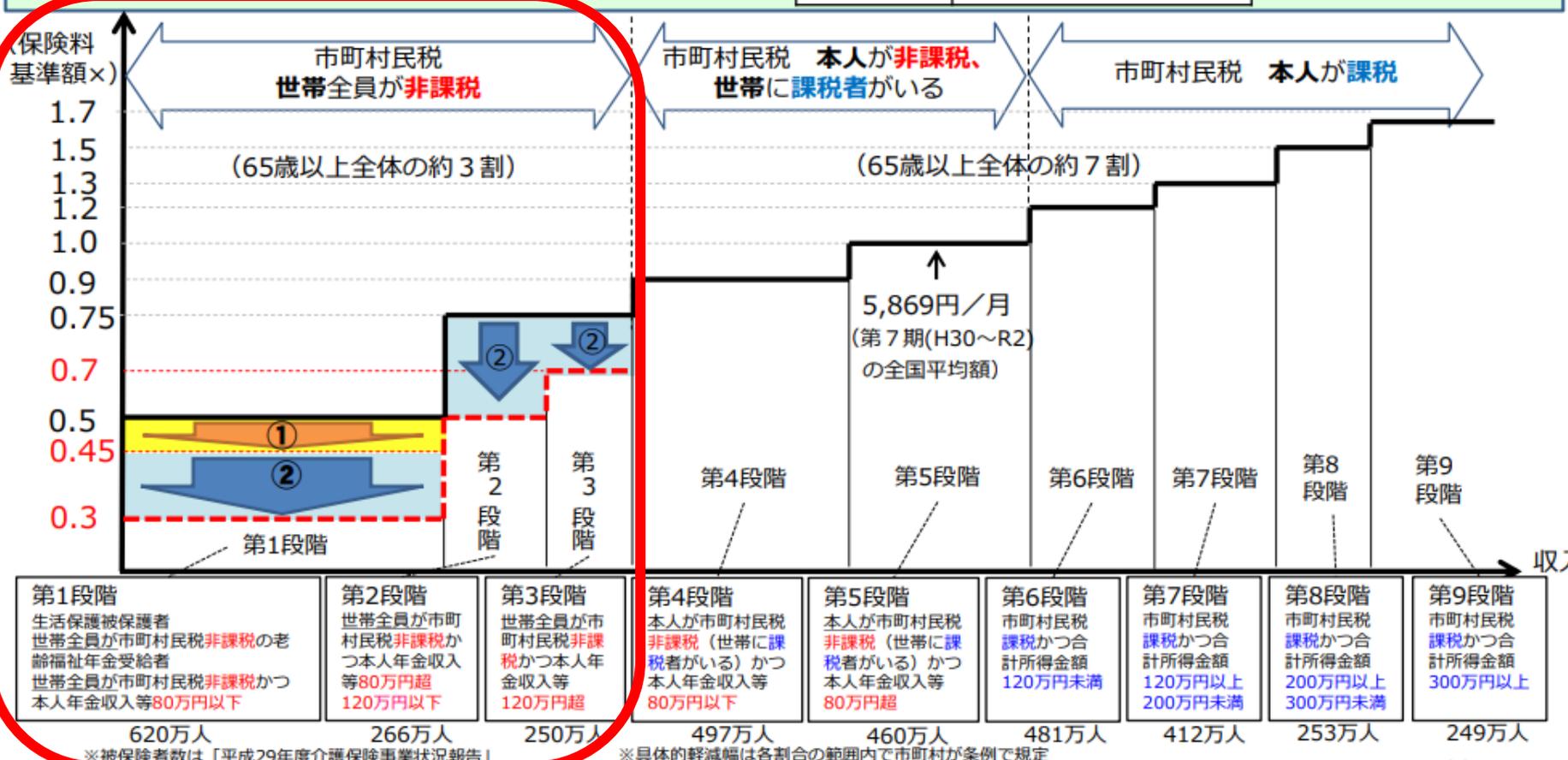
	保険料基準額に対する割合
第1段階	0.5 → 0.45

## ②完全実施（令和元年10月）

市町村民税非課税世帯全体を対象として完全実施（65歳以上の約3割）  
【実施時所要見込額（満年度）約1,600億円（公費ベース※）】 令和元年度予算ベース

	保険料基準額に対する割合
第1段階	0.45 → 0.3
第2段階	0.75 → 0.5
第3段階	0.75 → 0.7

※公費負担割合  
国1/2、都道府県1/4  
市町村1/4



※被保険者数は「平成29年度介護保険事業状況報告」

※具体的軽減幅は各割合の範囲内で市町村が条例で規定

# 一般財源繰り入れは法的に可能

- 1 介護保険法令上は、法定分を超える一般財源からの繰り入れを禁じる規定や、制裁措置はいっさいない
- 2 厚生労働省の「指導」なるものも、「保険料減免」にともなう一般財源投入について述べたもの「単独減免3原則」なるものも、介護保険法令上の規定はどこにもなく、単なる「会議資料」「事務連絡」にすぎないもの
- 3 厚生労働省が、一般財源投入の「問題点」として上げているものは、「国民の理解が得られにくい」「いったん一般財源を投入するとやめられなくなる」などと、およそ理由にならないもの

# 一般財源繰り入れ 法的位置づけ

介護保険法124条の2(2014年改定で新設)第1項  
(市町村の特別会計への繰り入れ等)

市町村は、政令で定めるところにより、一般会計から、所得の少ない者について条例の定めるところにより行う保険料の減額賦課に基づき第1号被保険者に係る保険料につき減額した額の総額を基礎として政令で定めるところにより算定した額を介護保険に関する特別会計に繰り入れなければならない。

# 一般会計繰入れ 会計検査でも続々

183保険者のうち、一般会計から法定負担割合を超えて介護保険事業特別会計に繰入れを行っていた保険者が、第4期では5保険者（繰入額計4億7579万余円）、第5期では10保険者（同計10億3189万余円）、計11保険者（同合計15億0768万余円）見受けられた。

「介護保険制度の実施状況に関する会計検査の結果について」

平成28年3月会計検査院

図表1-10 一般会計からの法定負担割合を超える繰入れを行っていた保険者

(単位：千円)

県	保険者	第4期				第5期				合計
		平成21年度	22年度	23年度	計	24年度	25年度	26年度	計	
秋田県	三種町	-	-	-	-	40,000	20,000	60,000	120,000	120,000
	五城目町	-	-	-	-	33,345	42,681	57,522	133,548	133,548
	井川町	-	-	50,000	50,000	30,000	-	20,000	50,000	100,000
石川県	珠洲市	-	-	-	-	-	-	113,500	113,500	113,500
岐阜県	白川町	-	-	20,072	20,072	5,778	-	-	5,778	25,851
三重県	鳥羽市	-	-	-	-	-	-	36,500	36,500	36,500
兵庫県	たつの市	-	-	-	-	25,792	149,373	-	175,165	175,165
和歌山県	日高川町	10,000	-	2,724	12,724	47,397	-	-	47,397	60,121
徳島県	小松島市	-	14,000	229,000	243,000	-	-	-	-	243,000
	阿南市	50,000	50,000	50,000	150,000	110,000	110,000	110,000	330,000	480,000
徳島県	あまぎり町	-	-	-	-	-	-	20,000	20,000	20,000
法定負担割合を超える繰入れ額の計		60,000	64,000	351,796	475,796	292,314	322,054	417,522	1,031,891	1,507,687
法定負担割合を超える繰入れを行った保険者数		2	2	5	5	7	4	7	10	11

(注) 「計」欄及び「合計」欄の保険者数は純計である。

# 保険料に関する要求案

- ①高齢者の負担能力を超えている介護保険料について抑制すること。国に財政負担を求めつつ、一般財源からの繰り入れにより基準額を引き下げること  
(※介護給付費準備備金がある場合は、第8期保険料抑制のためにその全額を繰り入れること)
- ②介護保険料の所得段階別設定について、非課税世帯(国基準第1～第3段階)については、公費投入によりさらに引き下げること。
- ③課税層については、所得基準をさらに細分化するとともに、高額所得者については最高段階を引上げること。
- ④低所得者に対する介護保険料減免制度を拡充すること。

# 利用者負担に関する要求

①在宅サービスの利用者負担について**独自に軽減制度**を作ること

(※独自軽減措置がある場合は対象・軽減額の拡充要求)

②介護保険施設入所者・ショートステイ利用者の部屋代・食事代の**負担が増えないよう独自の軽減措置を制度化**すること。

※国は2021年8月から補足給付(非課税世帯の人の食事・部屋代軽減)の改悪を予定

③グループホーム(認知症対応型共同生活介護)、特定施設入居者生活介護(介護付き有料老人ホーム)、小規模多機能型居宅介護の利用者についても**部屋代・食事代を軽減する制度**をつくること

④区分支給限度基準額について、一人暮らしの認知症の方など、一定の要件に該当する方については、**独自に上乗せ**を行い在宅生活を支えること

# 介護従事者処遇改善に関する要求

①介護従事者の確保・定着を促進するため独自の処遇改善策を制度化すること

例)家賃補助、資格取得費用補助、独自の給与補助、養成校奨学金返済補助等

②介護事業所の職員採用をバックアップする事業を制度化すること

# 新型コロナ対策に関する要求

- ①新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、経営困難となった介護事業者に対してその実態を把握し、関係者の声を聴いたうえできめ細かい救済策を講じること
- ②感染防止に必要な消毒液、防護具、設備について確保できるための支援を行うとともに、介護事業所、従事者に対する相談支援の窓口設置など体制を整備すること
- ③介護施設等でのクラスター発生を防止策を強化するとともに、発生した場合の入院先の確保、支援体制など万全の措置を講じること。
- ④「自粛」や閉じこもりにより生活後退や状態悪化が生じている高齢者に対し、迅速な実態把握と支援を行う体制を構築すること

# 新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免

## ※大阪市の場合

### 減免の対象となる方と減免額

次の1または2のいずれかに該当する第1号被保険者

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者 ※重篤な傷病とは、1か月以上の治療を有すると認められる場合

⇒保険料を全額免除

2. 新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者の令和3年中の事業収入等(事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入)のいずれかが、令和2年中の収入に比べて10分の3以上減少することが見込まれる場合。ただし、減少することが見込まれる事業収入等以外の令和2年中の所得の合計額が400万円以下であること。

⇒減免額の算定方法

保険料減免額 = 対象保険料額 × 減額又は免除の割合【表2】

【表1】で算出した対象保険料額に【表2】の令和2年中の合計所得金額の区分に応じた減額又は免除の割合を乗じて得た額  $((A \times B / C) \times (d))$

減免の対象となる保険料額

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限がある保険料が対象

**【表1】**

$$\text{対象保険料額} = A \times B / C$$

A: 当該第1号被保険者の保険料額

B: 当該第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る令和2年中の所得金額

(減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額)

C: 当該第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の令和2年中の合計所得金額

**【表2】**

令和2年中の合計所得金額	減額又は免除の割合(d)
210万円以下であるとき	全部
210万円を超えるとき	10分の8

# 闘いなくして老後の安心なし



**高い介護保険料むりやりとって  
サービス使わせんって、  
これ詐欺やんか！  
はよ死ねいうんか！！**